

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（2021年度）

0. 基礎情報

全団体が御回答ください。

Q0-1. 貴団体に該当する分類（地方公共団体の区分）について、当てはまるものを下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.都道府県
	2.政令指定都市
	3.中核市
	4.施行時特例市
	5.人口10万人以上であって、上記2～4以外の市町村
	6.人口3万人以上10万人未満の市区町村
	7.人口1万人以上3万人未満の市町村
	8.人口1万人未満の市町村
	9.地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）

選択肢設問にて、選択いただいた「○」を削除する場合はセル内で「Deleteキー」を押下してください。

Q0-2. 団体内の体制について

(1). 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の有無について、当てはまるものを下の選択肢からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1. 有り
	2. 無し

Q0-2(1)で「2」と回答した方

Q0-2. 団体内の体制について

(2). 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数を御記入ください。
※該当する職員がいない場合は「0（ゼロ）」を御記入ください。
※他の部(局)課係との兼任の場合でも、業務に携わる場合は人数に含め御記入ください。

担 当 職 員 数	
	人

全団体が御回答ください。

Q0-3. 地球温暖化対策の推進を目的とする条例

(1). 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例について、制定されているものがある場合は条例名称、制定年を御記入ください。
また、当該条例の目的について当てはまるものを選択ください。（○はいくつでも）
※環境基本条例についても、下表に示す4項目が主目的として含まれる場合は御記載ください
※制定年度は西暦で御記入ください

↓ 当該条例の目的について当てはまるものに○印（複数可）

条例名称	制定年度 （西暦）	条例目的			
		地球温暖化 対策推進	再生可能 エネルギー利用の 促進	再生可能 エネルギー 規制	省エネルギー の推進

例

↓ 当該条例の目的について当てはまるものに○印（複数可）

条例名称	制定年度 （西暦）	条例目的			
		地球温暖化 対策推進	再生可能 エネルギー利用の 促進	再生可能 エネルギー 規制	省エネルギー の推進
「京都市地球温暖化対策条例」（京都市京都市）		○			○
「五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例」（宮崎県五ヶ瀬町）		○		○	
「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」（長野県飯田市）			○		

Q0-3(1)で「再生可能エネルギー利用の促進」に該当する条例が制定されている団体

Q0-3. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例

(2). 「再生可能エネルギー利用の促進」を目的とする条例において、条例に制定されている内容について当てはまるものを全てお答えください。
（○はいくつでも）

↓ ○印(複数可)

	1.固定資産税の軽減、減免、課税免除
	2.基金による買付
	3.再生可能エネルギー導入促進エリア等のゾーニング
	4.再生可能エネルギー導入に向けた検討及び計画書提出の義務付け
	5.他地方公共団体との地域間連携・協力の推進
	6.地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進
	7.再エネ導入審査会の設置
	8.再生可能エネルギー事業の認定
	9.再生可能エネルギー事業認定制度の周知（意識啓発）
	10.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q0-3(1)で「再生可能エネルギー規制」に該当する条例が制定されている団体

Q0-3. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例

(3). ①「再生可能エネルギー規制」を目的とする条例において、条例に制定されている内容について当てはまるものを全てお答えください。
（○はいくつでも）

↓ ○印(複数可)

	1.再生可能エネルギー設備の導入抑制地域の設定
	2.再生可能エネルギー設備の導入禁止地域の設定
	3.再生可能エネルギー設備導入における届出・確認制の導入
	4.事業者と地方公共団体間での協定の締結
	5.事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け
	6.命令に従わない場合の罰金・過料規定
	7.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

(3). ②「再生可能エネルギー規制」を目的とする条例において、対象としている再生可能エネルギーを全てお答えください。（○はいくつでも）

↓ ○印(複数可)

	1.太陽光発電
	2.風力発電
	3.水力発電
	4.地熱発電
	5.バイオマス発電
	6.廃棄物発電
	7.太陽熱発電
	8.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）のご担当者様のみ御回答ください。

Q0-4. 一部事務組合及び広域連合の事務内容について
(1). 貴団体の事務内容に当てはまるもの全てをお選びください。
併せて、実行計画(事務事業編)の対象としている事務内容を全てお選びください。(〇はいくつでも)

「事務内容」列：貴団体の事務内容に当てはまるものに〇印
「実行計画」列：実行計画(事務事業編)の対象としている事務内容に〇印 ※実行計画(事務事業編)を策定していない場合は不要

↓〇印(各複数可)		事業内容 ※水道用水供給事業は、「用水」ではなく、「上水道」に含まれるものとします。
事務内容	実行計画	
		一般廃棄物処理(ごみ処理・リサイクル施設)
		一般廃棄物処理(し尿処理)
		産業廃棄物処理
		火葬・斎場・墓地等
		その他環境衛生事業
		上水道
		下水道
		用水
		水防
		消防
		救急
		病院・医療センター等
		福祉施設(看護学校含む。老人福祉施設を除く。)
		老人福祉施設(養護老人ホーム等)
		学校
		その他教育関連施設
		公営競技
		港管理
		会館等の維持管理
		その他行政事務

(2). 貴団体が活動量(燃料の使用量等)を把握している施設はありますか。(〇は一つだけ)

↓〇印(1つ)
1. 有り
2. 無し

全団体が御回答ください。

Q0-5. 脱炭素の人材確保・育成に向けた取組
(1). 脱炭素化取組推進の課題として、人員の不足、特に専門知識を有する人材の不足があげられるケースが多いですが、貴団体における脱炭素化取組推進に向けた人材育成として、力を入れている取組をすべてお選びください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)
1. 団体内での職員研修の実施
2. 他団体との人事交流制度等の活用
3. 民間企業等への職員の派遣研修
4. 専門知識を有する外部人材を招聘したセミナー・カンファレンスの開催
5. 民間企業、学者等を巻き込んだ協議会の設置
6. 脱炭素化取組推進に向けた民間企業等との協定締結
7. 民間企業、住民団体へのアドバイザー/コーディネーターの配置・派遣
8. 脱炭素取組推進に向けた学習拠点の設置
9. その他
10. 実施していない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

(2). 貴団体における脱炭素化取組推進に向けた団体内での推進体制の工夫について、当てはまるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)
1. 民間企業等からの人材登用
2. 脱炭素化取組推進に向けた任期付き短時間職員の任用
3. 設備関連の技術者(電気・機械の技術職等)の環境部局との兼務
4. 環境部局への職員の配置換え(増員)
5. 環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置(次世代エネルギー対策監等)
6. 部局横断のプロジェクトチーム等の設置
7. その他
8. 実施していない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

1. 事務事業

全団体がお読みください。

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について

<※重要なお知らせ>

地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「実行計画(事務事業編)」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。
また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項が適用・準用されるため、策定が義務付けられています。

〇地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3〜12 (略)

〇地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(市に関する規定の適用)

第283条 (略)

2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第281条第2項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3 (略)

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあっては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあっては市に関する規定、その他のものにあっては町村に関する規定を準用する。

全団体が御回答ください。

- Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
- (1). **2021年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定状況**を下の選択肢の中からお選びください。(○は一つだけ)
- ※実行計画(事務事業編)を他団体と共同で策定済、策定予定の場合も、本設問においては策定済、策定予定としてお答えください。
- ※改定すると思われるが、改訂年度が未定の場合は、「予定あり」を選択し、改定予定年度については空欄としてください。
- ※策定・改定を予定している年度は西暦でご記入ください。

↓○印(1つ)

1.過去に一度も策定したことがなく、2021年10月1日以降も策定する予定はない	
2.過去に一度も策定したことがないが、2021年10月1日以降に策定する予定がある	
3.現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定はない	
4.現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定がある	
5.既に計画期間を経過しているが、2021年10月1日以降に改定する予定はない	
6.既に計画期間を経過しており、2021年10月1日以降に改定する予定がある	

Q1-1(1)で、「2」「4」「6」のいずれかを選択した方

策定・改定を予定している年度を御記入ください。

西暦 年度 ←

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

- Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
- (2). **2021年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定年度及び計画期間**を御記入ください。
- (改定した場合は、最新の実行計画(事務事業編)について御記入ください。)
- ※当初策定年度、最終改定年度は西暦でご記入ください。

↓※開始年度から目標年度までの年数

当初策定年度	計画期間
西暦 年度	年間

↓※改定した場合のみ記入 ↓※開始年度から目標年度までの年数

最終改定年度	計画期間
西暦 年度	年間

計画期間とは、「計画の開始年度から目標年度までの期間」を指します。

例えば、開始年度が2010年度、目標年度が2015年度の場合は「6年間」とご回答ください。

最新の実行計画(事務事業編)の名称を御記入ください。

Q1-1(1)で、「1」「2」「5」のいずれかを選択した方

- Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
- (3). 「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村(特別区含む)並びに地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)は、実行計画(事務事業編)を策定することが義務付けられています。
- 実行計画(事務事業編)が現時点で**未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由**について、当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

☐	計画を策定・改定するための人員がいらないため
☐	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため
☐	専門知識がないため
☐	これまでの実績の検証・評価ができていないため
☐	他の業務と比較して優先度が低いため
☐	策定が義務だと知らなかったため
☐	構成団体の庁舎に同居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため(一部事務組合及び広域連合のみ)
☐	周辺の団体も未策定であるため
☐	環境関連マネジメントシステムを導入しているため
☐	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため(一部事務組合及び広域連合のみ)
☐	前任者から引継ぎがなされていなかったため
☐	その他
☐	不明

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

- Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
- (4). 実行計画(事務事業編)の策定・改定の際、連携している部署をお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

☐	1.企画部局・課室
☐	2.財務部局・課室
☐	3.都市計画、交通部局・課室
☐	4.防災部局・課室
☐	5.その他
☐	6.特に連携していない

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

- Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
- (5). 貴団体の最新の実行計画で、**排出量を算定しているガスの種類**を教えてください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

☐	1.二酸化炭素(エネルギー起源・燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの)
☐	2.二酸化炭素(非エネルギー起源・燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの)
☐	3.メタン
☐	4.一酸化二窒素
☐	5.ハイドロフルオロカーボン
☐	6.パーフルオロカーボン
☐	7.六ふっ化硫黄

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

- Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
- (6). 温室効果ガスの排出量を算定するために必要な以下の活動を、**どの部署**が実施していますか。(○は一つだけ)

ア. エネルギー使用量等の収集

↓○印(1つ)

☐	1.環境部局
☐	2.管財部局、公共施設マネジメント所管部局
☐	3.財政部局
☐	4.企画部局
☐	5.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

イ. 収集したデータに基づく排出量の算定

↓○印(1つ)

☐	1.環境部局
☐	2.管財部局、公共施設マネジメント所管部局
☐	3.財政部局
☐	4.企画部局
☐	5.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-1(1)で、「2」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
(7). 環境省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL:https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html)にて、
実行計画(事務事業編)の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。
2017年3月に環境省は「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」を取りまとめました。
また、温室効果ガス排出量算定支援ツールとして、バージョンアップしたかんたん算定シートと新たに作成した建築物削減ポテンシャル推計ツールを公開しました。
これらの**マニュアルやツール類**のうち、最新の**実行計画(事務事業編)**の策定又は改定に当たって**使用したものや、現在使用しているもの**について、
当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1. 1)
	2.地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(Ver1.1)(旧:温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)
	3.地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(事例集)(Ver1. 2)
	4.地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(簡易版)(Ver1. 1)
	5.事務事業編 策定・実施のための庁内説明資料
	6.建築物削減ポテンシャル推計ツール(Ver. 1. 0)
	7.かんたん算定シート(Ver. 4. 1)
	8.改定以前の(≒1～5以外の)マニュアル・ガイドライン
	9.従来のツール類(かんたん算定シート(Ver. 3. 0)等)
	10.マニュアルやツール類の存在を知らなかった
	11.使用していない
	12.使用しているかわからない。

全団体が御回答ください。

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
(8). ①「地球温暖化対策推進法」の2016年5月の改正に伴い、実行計画を共同で策定できる旨が規定されました。
(「地球温暖化対策推進法」第21条第1項)
貴団体における**実行計画(事務事業編)の共同策定の検討状況等**について、下の選択肢の中からお選びください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.2021年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	}
	2.2021年度中に共同した計画を策定予定である	
	3.2022年度以降に共同した計画を策定予定である	
	4.共同策定の予定はないが関心がある	
	5.共同策定の予定がなく関心もない	
	6.共同策定ができることを知らなかった	
	7.上記に該当するものはない	

Q1-1(8)①で、「1」「2」「3」のいずれかを選択した方

共同する予定の団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。

Q1-1(8)①で、「1」、「2」、「3」を選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
(8). ②貴団体における**実行計画(事務事業編)の共同策定の検討状況等**について、**共同策定の相手先**について、当てはまるものをお選びください。
また、計画名称をお答えください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.権限移譲元の都道府県・市区町村(※広域連合のみ)
	2.構成団体(都道府県、市区町村)
	3.一部事務組合及び広域連合
	4.その他

Q1-1(8)①で、「1」を選択した方

計画名称を御記入ください。

Q1-1(8)①で、「4」を選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
(8). ②貴団体における**実行計画(事務事業編)の共同策定の検討状況等**について、関心がある場合は**共同したい相手先**について、
当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.管内の市町村(特別区含む)(都道府県の場合)
	2.属する都道府県(市町村(特別区含む)の場合)
	3.近隣の市町村(特別区含む)
	4.一部事務組合及び広域連合
	5.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-1(8)①で、「5」を選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
(8). ②貴団体における**実行計画(事務事業編)の共同策定の検討状況等**について、**関心がない場合その理由**について、
当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい
	2.構成団体や構成団体が共通の他の組合の窓口がわからない
	3.構成団体や他の組合に相談したことがない
	4.構成団体や他の組合と計画期間が合致しない
	5.構成団体の賛同が得られなかった
	6.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
(9). **最新の実行計画(事務事業編)の公表方法**について、当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	ホームページで公表している
	広報誌で公表している
	環境報告書、環境白書等で公表している
	専用の冊子等を作成し公表している
	環境審議会で公表している
	議会報告で公表している
	記者発表をしている
	イベント展示などで公表している
	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
	その他
	公表していない
	不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

「その他」または「公表していない」を選択した場合、内容を具体的に御記入ください。例: (その他) ○〇課が発信しているメールマガジン、(公表していない)計画期間が経過しているため

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-2. 実行計画(事務事業編)の目標設定と対象について
(1). 最新の実行計画(事務事業編)における温室効果ガス排出削減目標等及び直近の温室効果ガス総排出量等をそれぞれ御記入ください。
また、直近の点検年度における電気使用量についても御記入ください。
※基準年度・目標年度及びそれぞれの総排出量は必ず回答してください。
もし、貴団体の計画で、これらの設定が無い場合には、「-」(半角のマイナス)をご記入ください。
※温室効果ガス総排出量の単位は「t-CO₂/年」です。
実行計画で「t-CO₂/年」を単位としている場合は、1000で割って「t-CO₂/年」に変換してお答えください。
また、小数点以下は四捨五入して「整数」でお答えください。
※削減率はプラスの値で入力してください。もし、排出量が増加した場合はマイナスの値を入力してください。
なお、削減率は「小数第2位まで」でお答えください。
※「基準年度からの削減率」の計算方法は、「(各年度の排出量－基準年度の排出量)÷基準年度の排出量」です。
※基準年度・目標年度及び直近の点検年度は西暦でご記入ください。

		基準年度	目標年度	直近の点検年度
		西暦 年度	西暦 年度	西暦 年度
温室効果ガス	総排出量 (t-CO ₂ /年)			
	基準年度からの削減率(%)		%	%
電気	使用量(kWh)			

基準年度及び目標年度の温室効果ガス総排出量や削減目標等に**変更があった場合はその概要**を御記入ください。
※「変更があった場合」とは、例えば、実行計画の改定には至らないものの、地球温暖化係数の改定等に伴い、基準年度の温室効果ガス総排出量等をさかのぼって修正した場合などを指します。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-2. 実行計画(事務事業編)の目標設定と対象について
(2). 既存の行政計画について、**実行計画(事務事業編)との調和・連携又は統合の状況**として、当てはまるものをお選びください。
(○は一つだけ)
※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

条例の名称	↓1～4のうち当てはまるものに○印(一つ)			
	1.調和・連携 している	2.統合している	3.調和・連携も 統合していない	4.不明
総合計画				
環境基本計画				
公共施設等総合管理計画				
(一般、産業)廃棄物処理計画				
その他				

「その他」について、「1.調和・連携している」「2.統合している」と回答した場合、調和・連携又は統合している計画の名称を具体的に御記入ください。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-3. 実行計画(事務事業編)の進行管理の仕組みについて
(1). 認証取得の有無に関わらず、**導入している環境関連マネジメントシステム**について、当てはまるものを全てお選びください。
(○はいくつでも)

↓○印(複数可)	
	エネルギーマネジメントシステムISO50001
	環境マネジメントシステムISO14001
	エコアクション21
	独自の環境マネジメントシステム
	その他
	導入していない
	不明

「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容を具体的に御記入ください。

(2). **実行計画(事務事業編)の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの**について、当てはまるものを全てお選びください。
(○はいくつでも)
※但し、既に実行計画(事務事業編)の計画期間を経過している場合は、「**取り組んでいない**」を選択してください。

↓○印(複数可)	
	全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築
	一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築
	全職員への計画内容の周知
	職員研修
	取組点検に対する監査
	取組の自己評価
	進行管理の仕組みの見直し・改善
	その他
	取り組んでいない
	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

(3). **実行計画(事務事業編)の進捗状況を協議・審議する場**について、当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)	
	地方公共団体実行計画協議会
	地球温暖化対策地域協議会
	環境審議会
	関係各課等で構成される庁内組織
	その他
	協議・審議する場はない
	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例:庁外の関係者を含むメンバーで構成される委員会

事務事業編策定団体が御回答ください。

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
(1). **<公共施設における再エネ由来電力メニュー契約状況>**
① 公共施設における再エネ由来電力メニューの契約状況についてお選びください。(○は一つだけ)

※再エネ由来電力メニューとは、太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電等再生可能エネルギー電源に由来する電力メニューのことを指します。
※…再エネ由来電力メニューのうち、**再生可能エネルギー比率が100%の電力メニュー**を「再エネ100%電力メニュー」としております。
電力メニューの詳細については契約している重電事業者のホームページ等を参照の上、御確認下さい。

↓○印(一つ)	
	1.再エネ100%電力メニューを契約している施設がある
	2.再エネ100%電力メニューを契約している施設はないが、再エネ由来電力メニューを契約している施設がある
	3.再エネ由来電力メニューを契約しているが、契約している電力メニューの再生可能エネルギー比率はわからない
	4.再エネ由来電力メニューを契約していないが、今後契約を予定している
	5.再エネ由来電力メニューを契約しておらず、今後の契約も予定していない
	6.わからない

例		※数値は半角で		
		基準年度	目標年度	直近の点検年度
		西暦 2008 年度	西暦 2008 年度	西暦 2013 年度
温室効果ガス	総排出量 (t-CO ₂ /年)			
	基準年度からの削減率 (%)		50.21%	15.5%
電気	使用量 (kWh)			

用語

●**「調和・連携」とは**
実行計画（事務事業編）が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画（事務事業編）の目的や措置について、関連する他分野の行政計画と整合・協調が図られていることを指します。

●**「統合」とは**
実行計画（事務事業編）が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

用語

●**エネルギーマネジメントシステムISO50001**
組織活動において使用するエネルギー量を管理・改善するために、エネルギー方針・目的・目標を設定し、これらをPDCAのマネジメントシステムで継続的に改善するための要求事項を定めた国際規格

●**環境マネジメントシステムISO14001**
組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑制することを目的に定められた環境に関する国際規格

●**エコアクション21**
広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、環境への取組を効果的・効率的に行うマネジメントシステムとして、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、事業者のための認証・登録制度

Q1-4(1)⑦で、「1」～「3」のいずれかを選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (1). <公共施設における再エネ由来電力メニュー契約状況>
- ② 再エネ由来電力メニューの契約に係る契約方式について当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	1.価格競争方式
	2.掘切り方式
	3.総合評価落札方式
	4.競り下げ方式(リバースオークション)【一般競争入札、指名競争入札】
	5.競り下げ方式(リバースオークション)【随意契約】
	6.企画競争無しの随意契約方式
	7.プロポーザル方式
	8.その他

契約方式	概要
価格競争方式	CO2排出係数や再生可能エネルギーの導入状況に関わらず、経済性(電気の価格)のみを評価し、応札事業者の中から最低価格を提示したものを落札者とする方式
掘切り方式	CO2排出係数、再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等の項目について一定の基準(掘切り基準)を設け、その基準を満たした事業者に入札参加資格を付与し、その中で最低価格を提示したものを落札者とする方式
総合評価落札方式	環境性(CO2排出係数)の要素を技術点として評価し、経済性(電気の価格)を価格点として評価し、総合的な点数が最も評価の高い者を落札者として決定する方式
競り下げ方式 (リバースオークション)	調達者が電気の供給条件(再エネ比率100%・50%・30%など)を設定し、供給条件を満たした事業者が一定期間内に(繰り返し)入札を行い、最低価格を提示した事業者を落札者とする方式
企画競争なしの随意契約方式	競争入札に適しない場合において、地方公共団体の定める随意契約ガイドラインに基づき事業者を選定する方式(電気の調達契約については、審査委員会等において、設定要件(地域産電力量・再エネ率・電力単価等)を基に契約する事業者を選定する等)
プロポーザル方式	事業者に一定の参加要件を設定(地域内事業者等)の上、対象とする施設等に供給する電力等について、企画提案・ヒアリング等を実施し、最も優秀な提案を行った事業者を選定する方式

Q1-4(1)⑦で、「1」～「3」のいずれかを選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (1). <公共施設における再エネ由来電力メニュー契約状況>
- ③ 公共施設における全消費電力量のうち、再エネ由来電力メニューにより調達している電力量の割合をお答えください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1. 0%以上20%未満
	2. 20%以上40%未満
	3. 40%以上60%未満
	4. 60%以上80%未満
	5. 80%以上100%未満
	6. 100%
	7. わからない

Q1-4(1)⑦で、「1」～「3」のいずれかを選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (1). <公共施設における再エネ由来電力メニュー契約状況>
- ④ 再エネ由来電力メニューを契約している公共施設における電力調達価格について、再エネ由来電力メニューへの切り替え前と比較して当てはまるものをお答えください。また、調達価格の変化が確認されている契約における電力調達価格変化割合についてあてはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)
- ※再エネ由来電力メニューの調達開始前後の1kWhあたりの電気料金をもとにお答えください。
※切り替え前最終年度の電力調達価格と貴団体において把握している最新の電力調達価格を比較した結果についてお答えください。
※調達価格が下がった契約、上がった契約の両方がある場合は「1」と「2」を選択してください。
※電力調達価格の変化率については、調達価格が上がった契約、下がった契約のそれぞれについてお答えください。

↓ ○印(複数可)

	1.調達価格が下がった契約がある
	2.調達価格が上がった契約がある
	3.わからない

【調達価格が下がった場合、電力調達価格の変化率】

↓ ○印(複数可)

	1.5%未満
	2.5%以上10%未満
	3.10%以上15%未満
	4.15%以上20%未満
	5.20%以上
	6.わからない

【調達価格が上がった場合、電力調達価格の変化率】

↓ ○印(複数可)

	1.5%未満
	2.5%以上10%未満
	3.10%以上15%未満
	4.15%以上20%未満
	5.20%以上
	6.わからない

Q1-4(1)⑦で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (1). <公共施設における再エネ由来電力メニュー契約状況>
- ⑤ 公共施設における全消費電力のうち、再エネ由来電力メニューによる調達割合について目標設定している場合は、目標年度及び目標値をお選びください。

目標年度		目標値	
西暦	年度		%

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (2). <再生可能エネルギー導入状況>
- ① 貴団体が管理する公共施設における再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備導入の取組状況についてお答えください。
導入している場合は、エネルギー種別の設備導入施設数、設備容量及び発電量をお答えください。
また、あわせて対象施設における全体消費電力のうち、再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備による発電量(合計)が占める割合をお答えください。(○は一つだけ)
- ※導入していない場合は空欄で構いません
※発電量については、令和2年度実績値を御記入ください。(2020年4月～2021年3月)

↓ ○印(1つ)

	1.実行計画(事務事業編)に位置付けて、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる
	2.実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる
	3.再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない
	4.施設や設備を保有していない(一部事務組合及び広域連合のみ)
	5.上記に該当するものはない
	6.不明

Q1-4(2)⑦で「1」、「2」を選択した方

↓ ○印(1つ)

↓ 1～7のうち当てはまるものをドロップダウン選択肢より選択

再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備	導入有無 (導入している/ 導入していない)	導入 施設数	設備容量	発電量 ※令和2年度実績値 (2020年4月～2021年3月)	全体消費電力に 占める割合
合計				kWh	
太陽光発電			kW	kWh	
風力発電			kW	kWh	
水力発電			kW	kWh	
地熱発電			kW	kWh	
バイオマス発電			kW	kWh	
廃棄物発電			kW	kWh	
太陽熱発電			kW	kWh	
その他			kW	kWh	

<全体消費電力に占める割合選択肢>

1. 0%以上20%未満
2. 20%以上40%未満
3. 40%以上60%未満
4. 60%以上80%未満
5. 80%以上100%未満
6. 100%
7. わからない

Q1-4(2)①で「1」、「2」を選択した方

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況

(2). <再生可能エネルギー導入状況>

② 下記施設分類において、再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備を導入している施設があれば、該当する施設に○印をお願いします。
施設を複数保有している場合、該当する施設があれば1つでもあれば○印をお願いします。導入している施設については、導入施設数についてもお答えください。（導入していない場合は空欄で構いません）（○はいくつでも）

電 気 系		※エネルギーを自家消費している場合も、外部に販売している場合もどちらも含みます。													
主 な 施 設		再生可能・未利用エネルギー活用状況：電気系													
大分類	中分類	太陽光発電		風力発電		水力発電		地熱発電		バイオマス発電		廃棄物発電		その他発電	
		活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数
市民文化系施設	集会施設														
	文化施設														
社会教育系施設	図書館														
	博物館等														
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設														
	レクリエーション施設・観光施設														
	保養施設														
産業系施設	産業系施設														
	農業施設														
	畜産施設														
	水産施設														
	林業施設														
学校教育系施設	小学校														
	中学校														
	高等学校														
	大学														
	その他学校														
子育て支援施設	その他教育施設														
	保育所														
保健・福祉施設	幼稚園														
	幼児・児童施設														
医療施設	福祉施設														
	保健施設														
行政系施設	医療施設														
	庁舎														
	消防施設														
	警察施設														
公営住宅	防災・治水施設														
	公営住宅														
公園	公園														
	公園														
供給処理施設	廃棄物処理施設														
	水道施設														
	下水道施設														
	その他供給施設														
交通施設	鉄軌道・バス施設														
	港湾施設														
	空港施設														
その他施設	火葬場・斎場・墓地														
	公営競技場														
	市場・と畜場														
	その他施設														
施設以外でエネルギーを消費する設備等	街路灯・信号機等														
	自動車														
	船舶														
	飛行機・ヘリコプター														

用語

●「バイオマス発電」とは
ここでは「バイオマス」は次のものとします。
→メタン発酵ガス（下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガスなどバイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス（間伐材、主伐材など）、一般木材バイオマス（農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む。製材端材、輸入材、パーム椰子殻、パームトランク、もみ殻、稲わらなど）

●「廃棄物発電」とは
ここでは「廃棄物」は次のものとします。
→建設資材廃棄物（建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材）、一般廃棄物・その他のバイオマス（剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液。いわゆる「ごみ発電」も該当します。）
なお、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のない主伐材及び輸入材については、建設資材廃棄物として区分するもの

熱 系

主 な 施 設		再生可能・未利用エネルギー活用状況：熱系															
大分類	中分類	太陽熱利用		地中熱利用		温水熱利用		バイオマス熱利用		廃棄物熱利用		温泉熱利用		温度差エネルギー利用		その他熱利用	
		活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数	活用状況	導入施設数
市民文化系施設	集会施設																
	文化施設																
社会教育系施設	図書館																
	博物館等																
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設																
	レクリエーション施設・観光施設																
産業系施設	保養施設																
	産業系施設																
	農業施設																
	畜産施設																
	水産施設																
学校教育系施設	林業施設																
	小学校																
	中学校																
	高等学校																
	大学																
	その他学校																
	その他教育施設																
子育て支援施設	保育所																
	幼稚園																
保健・福祉施設	幼児・児童施設																
	福祉施設																
医療施設	保健施設																
	医療施設																
行政系施設	庁舎																
	消防施設																
	警察施設																
	防災・治水施設																
公営住宅	公営住宅																
公園	公園																
供給処理施設	廃棄物処理施設																
	水道施設																
	下水道施設																
	その他供給施設																
交通施設	鉄軌道・バス施設																
	港湾施設																
	空港施設																
その他施設	火葬場・斎場・墓地																
	公営競技場																
	市場・と畜場																
	その他施設																
施設以外でエネルギーを消費する設備等	街路灯・信号機等																
	自動車																
	船舶																
	飛行機・ヘリコプター																

用語

●「温度差エネルギー」とは
地下水、河川水、下水などの水温は、夏場は気温より低く、冬場は気温より高くなります。温度差エネルギー利用は、この水の持つ熱をヒートポンプを用いて利用するもので、冷暖房と地域熱供給源として利用されています。

●「バイオマス」とは
ここでは「バイオマス」は次のものとします。
→メタン発酵ガス（下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガスなどバイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス（間伐材、主伐材など）、一般木材バイオマス（農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む。製材端材、輸入材、パーム椰子殻、パームトランク、もみ殻、稲わらなど）

●「廃棄物」とは
ここでは「廃棄物」は次のものとします。
→建設資材廃棄物（建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材）、一般廃棄物・その他のバイオマス（剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液。いわゆる「ごみ発電」も該当します。）
なお、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のない主伐材及び輸入材については、建設資材廃棄物として区分するもの

Q1-4(2)①で「1」、「2」を選択した方

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
(2). <再生可能エネルギー導入状況>
③ ①にて御回答頂いた再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備導入に係る調達方法について、以下に示す調達方法別の導入施設数をお答えください。

	調達方法					うち補助金活用
	購入	リース契約	ESCO事業	保有施設の屋根貸し	その他	
合計						
うち太陽光発電						

調達方法	概要
購入	自治体自らが設備を購入する調達方法です。
リース契約	自治体自らが設備を購入するのではなく、長期に渡りリース会社から借りて利用する契約です。初期段階における初期投資、ランニングコストを抑えることが可能です。
ESCO事業	ESCO事業では、自治体が省エネ改修をESCO事業者と契約し、かかる全ての費用を「省エネ改修で実現する光熱水費の削減分」で賄うことを基本としています。また、事業の実施により自治体が損失を被ることがないよう事業採算性が重視され、自治体の新たな財政支出を必要としません(契約方式による)。さらに、契約期間終了後の光熱水費の削減分は全て自治体の利益になります。詳細は以下HPを御参照ください。 https://www.jaesco.or.jp/esco-energy-management/esco/
施設の屋根貸し	自治体保有施設の屋根等を事業者に貸し出し、事業者が施設の屋根等に太陽光発電設備を設置して発電事業を行う方法です。設備の運用・管理は事業者が行うため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく設備の導入が可能です。当該スキームに寄り施設に太陽光発電設備等を設置し、施設側が設備で発電した電気を購入する契約(＝PPA)も本調達方法に含まれます。
うち補助金	設備導入にあたり政府、地方自治体による補助金等を活用

ESCO事業による調達がある団体のみ

ESCO事業の契約方式についてお選びください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.全ての施設でシェアード・セイビングス契約(ESCO事業者が事業資金を調達)
	2.全ての施設でギャランティード・セイビングス契約(地方公共団体が自ら事業資金を調達)
	3.シェアード・セイビングス契約の施設が多い
	4.ギャランティード・セイビングス契約の施設が多い
	5.わからない

契約方式	特徴
シェアード・セイビングス契約	ESCO事業者が資金調達を行い、ESCO事業者は計画・設置した設備の省エネルギー効果を自治体に保証。自治体は省エネルギー効果を原資としてESCO事業者にESCOサービス料(ESCO事業者の経費＋改修工事費＋金利)を支払う契約。
ギャランティード・セイビングス契約	自治体が資金調達を行い、ESCO事業者は計画・設置した設備の省エネルギー効果を顧客に保証。顧客は省エネルギー効果を原資として資金回収を行い、ESCOサービス料(ESCO事業者の経費)をESCO事業者に支払う契約。

※出所:ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会「ESCO事業の契約方法」をもとに作成

補助金を活用した施設を有する団体のみ

活用した補助事業についてお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.環境省「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」
	2.環境省「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」
	3.環境省「地域低炭素化推進事業体設置モデル事業」
	4.環境省「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」
	5.その他
	6.活用していない

「その他」を選択する場合、名称を御記入ください。

Q1-4(2)①で「1」、「2」を選択した方

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
(2). <再生可能エネルギー導入状況>
④ 貴団体の公有地(※)における再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備導入の取組状況についてお答えください。
導入している、または今後検討している場合は、導入箇所数、導入予定地、太陽光発電設備設置面積及び公有地面積、設備容量、発電量、調達方法についてもお答えください。(○は一つだけ)

※貴団体が管理する公共施設及びその他貴団体が管理する付帯施設(駐車場・駐輪場、公衆便所等貴団体が管理する施設)はQ1-4(2)①に含め本設問の対象外とし、施設跡地や置棄地等の公有地を対象とする。

↓○印(1つ)

	1.公有地に再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備を導入している
	2.公有地に再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備を導入していないが、今後導入を検討している
	3.公有地に再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備を導入しておらず、今後の導入も検討していない
	4.再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備の導入が可能な公有地を保有していない

Q1-4(2)④で「1」、「2」を回答した方

導入箇所数	導入予定箇所数
箇所	箇所

導入(予定)地 (公有地種別を記入)	太陽光発電設備設置面積(m ²)	公有地面積(m ²)	設備容量(kW)	発電量(kWh)	調達方法 (購入/リース契約/ESCO事業/その他から選択)

※導入予定箇所については、現時点で決定している内容のみお答えください。

Q1-4(2)④で「2」「3」を回答した団体

公有地への再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備を導入していない理由について、お答えください。

Q1-4(2)①で太陽光発電を「導入している」を選択した方

(2). ⑤ 貴団体が管理している公共施設への太陽光発電設備導入において実施した取組・工夫について、当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.施設管理者や地域住民等関係者への見学会・説明会の実施
	2.リース契約や屋根貸し等による、初期費用の負担軽減
	3.事前の反射光のシミュレーションの実施
	4.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-4(2)①で「1」、「2」を選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (2). <再生可能エネルギー導入状況>
- ⑥ 貴団体が管理している公共施設にて導入している再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備で発電された電気の活用状況について、取組ごとにお選びください。
- また、「取り組んでいる」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。(取組ごとに一つだけ)

取組	取り組んでいる (取り組んでいる/ 取り組んでいない)	具体的な取組内容
再エネ設備を持ち、自家消費している		
再エネ設備を持ち、自営線等のネットワークを構築して公共施設等に電気を供給している		
再エネ設備を持ち、FIT売電している		
再エネ設備を持ち、特定卸供給(※)している		
再エネ設備を持ち、区域の施設等に販売している (非FITでの販売)		

※…特定卸供給とは、小売電気事業者などの契約者が、特定の再生可能エネルギー発電設備(貴団体が管理する公共施設に導入した再生可能エネルギー発電設備)において発電する再生可能エネルギー電気の卸供給を希望する場合に、送配電ネットワークを介して、当該契約者に供給する形の供給のことを言います。

Q1-4(2)①で「1」、「2」を選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (2). <再生可能エネルギー導入状況>
- ⑦ 貴団体における、環境価値の証書購入に係る取組状況について、当てはまるものを全てお答えください。(〇はいくつでも)
- ※J-クレジットについては再生可能エネルギーに由来するクレジットの購入量についてお答えください。

↓〇印(複数可)

	1.グリーン電力証書を購入している (購入量: kWh)
	2.J-クレジットを購入している (購入量: t-CO2)
	3.その他のクレジット
	4.いずれも購入していない
	5.わからない

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (2). <再生可能エネルギー導入状況>
- ⑧ 公共施設における再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備導入目標(設備導入施設数、設備容量及び発電量、全体消費電力のうち再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備による発電量(合計)が占める割合)の目標設定状況についてお答えください。設定している場合は、目標年度と合わせてお答えください。(〇は一つだけ)

↓〇印(1つ)

	1.設定している
	2.設定していないが、今後設定予定である
	3.設定しておらず、予定もない

Q1-4(2)⑧で「1」を選択した方

目標年度: ()年度

※設定している目標のみお答えください。

設備導入施設数	設備容量	発電量	全体消費電力に占める割合
	()kW	()kWh	()%

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (3). <公共施設におけるZEBの実現>
- ① 地球温暖化対策計画において、「建築物については、2020 年までに新築公共建築物等で、2030 年までに新築建築物の平均でZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を実現することを目指す」とする政策目標が掲げられています。
- 貴団体が管理する公共施設におけるZEBの実現に向けた取組状況について、当てはまるものを全てお答えください。(〇はいくつでも)
- ※ZEBとは、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を指す。
- 詳細は環境省「ZEB PORTAL」を参照ください。
- (参考)http://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html

↓〇印(複数可)

	1.ZEBを実現している施設がある
	2.今後新築・建て替えの予定がある一部公共施設においてZEB化を決定している又は検討中である
	3.公共施設のZEB化を実行計画(事務事業編)に位置付けている
	4.公共施設のZEB化に向けた情報収集を行っている
	5.当てはまるものはない

Q1-4(3)①で「1」を選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (3). <公共施設におけるZEBの実現>
- ② 公共施設における各種認証取得施設数をお答えください。
- ※現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階のZEBを定性的及び定量的に定義しています。定義の詳細については環境省「ZEB PORTAL」を参照ください。
- (参考)http://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html

認証	概要	施設数
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	
Nearly ZEB	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	
ZEB Ready	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物	

Q1-4(3)①で「1」、「2」を選択した方

- Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
- (3). <公共施設におけるZEBの実現>
- ③ 公共施設におけるZEBの実現に向けて困っていることについて、当てはまるものを全てお答えください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	1.予算の確保
	2.関係部局間の調整
	3.住民の声の反映(建替に対する反対等)
	4.補助金活用に向けた事務手続や工事スケジュールの調整
	5.技術的な難易度が高く、地元事業者の活用が難しい
	6.発注対象となる地元事業者(設計、施工)が少ない、少ない
	7.調達方法、契約形態がわからない
	8.その他
	9.特になし

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

全団体が御回答ください。

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
(4). <公用車の次世代自動車等の導入>

- ① 貴団体が管理する一般公用車(※1)台数及び一般公用車における次世代自動車(※2)等の導入状況及び導入台数についてお答えください。

※1…通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。
消防車、救急車、パトカー、バス等の特殊公用車は対象外とする。
※2…次世代自動車とは、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質等の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車。次世代自動車のうち、特に「電動車」と呼ばれる車両は電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHV・PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)が該当する。

種類	特徴
電気自動車(EV)	外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、 電動モーターを動力源として走行 する自動車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO2排出量はゼロ。
燃料電池自動車(FCV)	水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモーターで走行する自動車。 水素を燃料としている ため走行中に排出されるのは水のみでCO2の排出はゼロ。
プラグインハイブリッド自動車(PHV・PHEV)	電気自動車とハイブリッド自動車の長所を合わせた 自動車。充電することもでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車として走行することが可能。
ハイブリッド自動車(HV)	ガソリンエンジンに加えてモーター・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モーターの2つの動力源を最適にコントロールすることで、 燃費を向上 させた自動車。

貴団体が管理する一般公用車台数: 台

【一般公用車の次世代自動車導入状況】

種類	導入状況	導入台数
電気自動車(EV)	1. 導入している	台
	2. 導入していないが、今後導入予定	
	3. 今後の導入予定もない	
燃料電池自動車(FCV)	1. 導入している	台
	2. 導入していないが、今後導入予定	
	3. 今後の導入予定もない	
プラグインハイブリッド自動車(PHV・PHEV)	1. 導入している	台
	2. 導入していないが、今後導入予定	
	3. 今後の導入予定もない	
ハイブリッド自動車(HV)	1. 導入している	台
	2. 導入していないが、今後導入予定	
	3. 今後の導入予定もない	
クリーンディーゼル車	1. 導入している	台
	2. 導入していないが、今後導入予定	
	3. 今後の導入予定もない	
ディーゼルハイブリッド車	1. 導入している	台
	2. 導入していないが、今後導入予定	
	3. 今後の導入予定もない	
天然ガス車	1. 導入している	台
	2. 導入していないが、今後導入予定	
	3. 今後の導入予定もない	

Q1-4(4)①でEV、PHEV、FCVを「導入している」を選択した方

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
(4). <公用車の次世代自動車等の導入>

- ② 公共施設において、公用車のEV・PHEV・FCVの導入に係る充電設備を設置している施設数及び設置台数をお答えください。
また、充電設備のうち充放電設備等の設置施設数及び設置台数もあわせてお答えください。

※充電器の設置台数については普通充電器、急速充電器の合計台数をお答えください。
※充放電設備(V2H)とは、EV・PHEVへの充電に加え、EV・PHEVから施設への放電(給電)が可能な装置です。
放電(給電)機能は災害等による停電時のレジリエンス(災害対応力)向上が期待されます。
※外部給電機(V2L)とはEV・PHEV・FCVから電力を取り出す可搬型の装置。

設備	設置状況	設置施設数	設置台数
充電設備	1. 設置している		急速充電()台
	2. 設置していない		普通充電()台
うち充放電設備(V2H)	1. 設置している		()台
	2. 設置していない		
外部給電機(V2L)	1. 保有している		()台
	2. 保有していない		
水素ステーション	1. 設置している		()台
	2. 設置していない		

Q1-4(4)①でEV、PHEV、FCVを「導入している」を選択した方

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
(4). <公用車の次世代自動車等の導入>

- ③ EV、PHEV、FCVは、災害時の非常用電源としての活用が期待されています。貴団体における次世代自動車公用車の災害時の活用状況について、当てはまるものを全てお答えください。(〇はい×いつでも)

└〇印(複数可)

☐	1.災害時の非常用電源としてEV・PHEV・FCVを活用した実績がある
☐	2.災害時におけるEV・PHEV・FCVの非常用電源としての活用に向けた民間企業、住民・住民団体等との協定等を締結している
☐	3.災害時におけるEV・PHEV・FCVの活用促進に向けた独自のマニュアル、アクションプラン等を作成・公表している
☐	4.災害時におけるEV・PHEV・FCVの活用促進に向けた普及啓発活動(イベント開催等)を実施している
☐	5.その他
☐	6.特に実施していない

Q1-4(4)③で「2」を選択した方

具体的な協定締結内容について、お答えください。

住民・住民団体との協定等を締結している場合は、その対象人数について、お答えください。

Q1-4(4)③で「5」を選択した方

具体的な取組内容について、お答えください。

Q1-4(4)①でEV、PHEV、FCVを「導入している」と回答した方

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
(4). <公用車の次世代自動車等の導入>

- ④ 区域のEV・PHEV・FCVの普及促進に向け、充電インフラ整備等を通じた環境整備に係る民間事業者との連携協定の締結状況について当てはまるものをお答えください。(〇は一つだけ)

※災害時における次世代自動車の非常用電源としての活用に向けた民間企業等との協定に限定せず、区域の次世代自動車普及促進に向けた連携協定の締結状況についてお答えください。

└〇印(1つ)

☐	1.連携協定を締結している
☐	2.連携協定は締結していないが、今後締結予定
☐	3.連携協定は締結しておらず、今後締結予定もない

- ⑤ 公用車のうちEV・PHEV・FCVの導入に係る貴団体における初期費用負担総額についてお答えください。
また、うち補助金活用分をお答えください。

	貴団体における初期費用負担総額	うち補助金活用分
電気自動車(EV)	()百万円	()百万円
燃料電池自動車(FCV)	()百万円	()百万円
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	()百万円	()百万円

Q1-4(4)①でEV、PHEV、FCVを「導入している」と回答した方

Q1-4. 事務事業に関する脱炭素に資する措置の実施状況
(4). <公用車の次世代自動車等の導入>

- ⑥ ①にて御回答頂いたEV・PHEV・FCVの調達方法について、以下に示す調達方法別の導入台数をお答えください。
また、導入したEV・PHEV・FCVのうち、政府、地方自治体による補助金等を活用した台数についてもお答えください。

	購入		リース		ESCO事業		その他	
	全体	補助金活用	全体	補助金活用	全体	補助金活用	全体	補助金活用
電気自動車(EV)								
燃料電池自動車(FCV)								
プラグインハイブリッド自動車(PHV)								

- ⑦ 貴団体が所有する一般公用車の次世代自動車の導入目標及び一般公用車のEV・PHVの導入に係る充電設備等の設置目標を設定していますか。
当てはまるものをお答えください。また、目標設定している場合は目標年度及び目標値をお答えください。(○は一つだけ)

※目標年度は西暦でお答えください。

	↓○印(1つ)	
	目標設定状況	
一般公用車の次世代自動車の導入目標		1. 目標設定している
		2. 目標設定していない
一般公用車のEV・PHEV・FCVの導入に係る充電設備等の設置目標		1. 目標設定している
		2. 目標設定していない

一般公用車の次世代自動車(または電動車)の導入目標について「1」を回答した方

目標年度	導入台数	全一般公用車に占める割合
西暦 年度	()台	()%

一般公用車のEV・PHEV・FCVの導入に係る充電設備等設置目標について「1」を回答した方

目標年度	設置施設数	設置台数
西暦 年度	()施設	()台

全団体が御回答ください。

- Q1-5. 事務事業に関する吸収源対策の取組状況
(1). 下表の「吸収源対策の取組状況」について、選択肢の中から対策ごとに一つお選びください。(○は一つだけ)
※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

取組	↓1～4のうち当てはまるものに○印(一つ)			
	1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる	2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる	3. 取り組んでいない	4. 不明
森林吸収源対策				
農地土壌炭素吸収源対策				
都市緑化等の推進				
その他				

- 「その他」について、「1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる。」
「2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

- (2). 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要を記載ください。
(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む) 例)森林吸収源対策として、〇〇年度までに△△haの間伐を実施する 等

- (3). 「地球温暖化対策としての物品購入の配置に係る事項の取組状況」について、当てはまるものをそれぞれ一つお選びください。(○は一つだけ)
※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

取組	↓1～4のうち当てはまるものに○印(一つ)			
	1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる	2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる	3. 取り組んでいない	4. 不明
環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進				
グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進				
公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備				
BATの積極的な導入				
リース契約・RE100などの電力契約				
その他				

- 「その他」について、「1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる。」
「2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

- Q1-6. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について
(1). 都道府県及び市町村は、「地球温暖化対策推進法」第21条第10項に基づき、毎年、実行計画の実施状況を公表しなければならないとされています。
実行計画(事務事業編)における実施状況の点検のタイミングについて、下の選択肢の中からお選びください。(○は一つだけ)

※実行計画(事務事業編)における実施状況には、温室効果ガス総排出量を含みます。
※既に実行計画(事務事業編)の計画期間を経過している場合は、「点検していない」をお選びください。

↓○印(1つ)
1.毎月一回のペースで点検している
2.四半期に一回のペースで点検している
3.半年に一回のペースで点検している
4.毎年一回のペースで点検している
5.毎年ではないが点検している
6.点検していない
7.その他
8.不明

用語

- 環境配慮契約法に基づく環境配慮契約
製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。環境配慮契約法における対象契約は「電力の購入」、「自動車の調達」、「船舶の調達」、「ESCO事業」、「建築設計」、「産業廃棄物の処理」の6契約。
- グリーン購入法に基づく環境物品等の調達
グリーン購入法において対象とされている環境物品は紙類、文具類、OA機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務等19品267品。(詳細は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を参照)
- BAT (Best Available Technology)
経済的に利用可能な最善の技術。例えば、「環境省指定先進的高効率設備機器一覧」に位置付けられた設備・機器など。

Q1-6(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(2). **実行計画（事務事業編）における点検の対象**について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）
	部局・課室単位の温室効果ガス排出量
	施設管理者単位の温室効果ガス排出量
	建物単位の温室効果ガス排出量
	実行計画（事務事業編）に定めた取組項目
	ベンチマーク指標との比較
	排出量が増減した理由
	増減した場合の対応策
	その他
	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-6(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(3). ①**実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量（又は、エネルギー使用量など）の集計方法**について、
当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）
	かんたん算定シート（Ver. 4. 1）
	独自開発の情報システムを利用
	既存のパッケージソフトを利用
	クラウド等の外部サービスを利用
	独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計
	独自様式の紙媒体により集計
	環境省の支援ツールにより集計
	外部業者への委託により集計
	その他
	不明

「既存のパッケージソフト」について、提供者・名称を具体的に御記入ください。

システム提供者	システム名

「クラウド等の外部サービス」について、提供者・名称を具体的に御記入ください。

サービス提供者	サービス名

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-6(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(3). ②**実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定**に際し、エネルギー消費量とあわせて収集している情報があれば、
あてはまるものを全てお選びください。

※部局・課室毎に情報収集単位が異なる場合は、あてはまるものを全てお選びください。
※エネルギー消費量とあわせて収集している情報がない場合は空欄で結構です。
（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	1.リサイクルの実施状況に関する情報（リサイクル量、リサイクル率、資源物の購入量等）
	2.グリーン購入実績（紙、トイレトペーパー、コピー機、パソコン等の購入量・割合）
	3.水道使用量
	4.用紙購入量
	5.燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金
	6.その他
	7.特になし

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-6(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(4). **実行計画（事務事業編）の推進過程で困っていること**について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	財源が不足している
	人員が不足している
	他の部局・課室の協力が得られにくい
	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
	最新の技術情報や知見が不足している
	措置の効果の見積もりや評価が難しい
	有望な措置が見つからない
	補助金など弾力的な運用ができない
	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている
	地球温暖化対策の優先度が低い
	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない
	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない
	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる
	その他
	特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-6(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(5). **実行計画（事務事業編）における点検結果・評価の公表方法**について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	ホームページで公表している
	広報誌で公表している
	環境報告書、環境白書等で公表している
	専用の冊子等を作成し公表している
	環境審議会で公表している
	議会報告で公表している
	記者発表をしている
	イベント展示などで公表している
	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
	その他
	公表していない
	不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

「その他」または「公表していない」を選択した場合、内容を具体的に御記入ください。例：（その他）〇〇課が発信しているメールマガジン、（公表していない）計画期間が経過しているため

Q1-6(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(6). 実行計画（事務事業編）における温室効果ガス総排出量や対策効果等の点検結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。
当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	国内機関（国や都道府県など）へ報告している
	国外機関へ報告している
	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている
	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している
	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している
	審議会・委員会への報告資料としている
	排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている
	設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている
	職員の省エネ意識の向上に活用している
	その他
	活用していない
	不明

「国内機関へ報告している」を選択した場合、その国内機関名称を記載ください。

「国外機関へ報告している」を選択した場合、その国外機関名称を記載ください。

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-6(1)で、「1」～「4」のいずれかを選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(7). ①実行計画（事務事業編）における直近の進捗状況を担当部局としてどのように評価していますか。
下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印（1つ）

	1.目標達成に向けて、順調に進んでいる
	2.目標達成が困難な状況である
	3.評価していない
	4.上記に該当するものはない

上記を選択した理由や状況評価等について補足がある場合には御記入ください。

Q1-6(7)①で「1」を選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(7). ②実行計画（事務事業編）の直近の進捗評価結果について、「1.目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した状況に至った
主な要因として考えられることについて当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	1.工場・事業所における省エネルギーの進展
	2.自動車等の低炭素化の進展
	3.再生可能エネルギーの導入の拡大
	4.家庭部門における省エネルギー・節電の定着
	5.自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり
	6.市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）
	7.その他
	8.不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-6(7)①で「2」を選択した方

Q1-6. 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等について
(7). ②実行計画（事務事業編）の直近の進捗評価結果について、「2.目標達成が困難な状況である」と回答した状況に至った
主な要因として考えられることについて当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	1.電力排出係数の悪化
	2.激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響
	3.市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）
	4.普及啓発の停滞
	5.対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退
	6.その他
	7.不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県の御担当者の方

Q1-7. 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものについて
(1). 政府の「地球温暖化対策計画」(2016年5月13日閣議決定)において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、取り組んでいるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集
	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など）
	取り組んでいない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q1-7(1)で、「取り組んでいない」を選択した方

(2). 市町村に対する支援を行っていない理由を教えてください。（○はいくつでも）

↓ ○印（複数可）

	日常業務で忙しく、時間をとることができない
	知識・情報が足りない
	問合せに対応する人材が明確になっていない
	市町村のニーズが分からない（何をしたらよいかわからない）
	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

全団体が御回答ください。
※実行計画(事務事業編)を過去に一度も策定したことが無い場合、もしくは2020年10月1日時点で計画期間を経過している場合は、空欄としても構いません。

Q1-8. 貴団体が策定する地方公共団体実行計画(事務事業編)の対象としている施設について
※施設分類ごとの標準的な温室効果ガス排出量原単位(延床面積あたり)を把握するための設問です。
全国の地方公共団体における標準的な値を得るため、共通の分類にあわせてお答えいただく必要があります。
また、昨年までの分類から一部変更がございます。お手数とは存じますが、貴団体で用いている施設分類と以下の分類との関係を整理した上でお答えいただくよう、お願いいたします。

- (1). 下表に記載された施設のうち、貴団体が管理している総施設数、及び実行計画(事務事業編)の対象となっているかどうかを4つの選択肢から1つお選びください。
また、対象施設のうち、建築基準関係規定に適合し、屋根や屋上に太陽光発電設備の設置が可能となっている施設数をお答えください。
併せて、直近の点検年度における実行計画(事務事業編)の対象となる施設の延べ床面積、温室効果ガス排出量について御記入ください。
- ※建築物の屋根や屋上に発電設備を設置する場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)の定めに従い、設置後の建築物(当該発電設備を含む。)が建築基準関係規定に適合するように設計することとされています。
(再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号、第5条の2第3号)
※建築基準関係規定に適合し、屋根や屋上に発電設備の設置が可能となっている施設数については、貴団体において把握済の施設数をお答えいただく形で問題ございません。把握されていない場合は空欄で問題ございません。

【対象とする施設について】
※貴団体が管理している総施設数については、実行計画(事務事業編)の対象となっていない施設も含めてお答えください。
※指定管理やPFIの対象施設も含めてください。民間施設の一部を間借りしていたり、公共施設の一部を民間が間借りしている場合は、貴団体が管理している部分のみをお答えください。
※貴団体の管轄区域外にある施設でも、貴団体が策定している実行計画(事務事業編)の対象となる施設に関しては本設問の対象としてください。

【施設の分類について】
※複合施設の場合は、構成施設毎に分割してお答えください。それが難しい場合は、代表施設にまとめてお答え頂く形で構いません。いずれの場合も、施設数・延床面積と温室効果ガス排出量が対応するようにしてください。
※社会教育施設は、その主たる用途を踏まえ、「集会施設」「文化施設」「図書館」「博物館等」「スポーツ施設」等に分類して下さい。

【数値の記入方法について】
※延床面積とは、壁や柱に囲まれている部分の延べ面積を指します。建物が無い場合(設備や広場などの場合)や、車面に対してはゼロとなります。
※温室効果ガス排出量は、すべての温室効果ガスの排出量の合計値をCO2に換算した「温室効果ガス総排出量」でお答えください。ただし、エネルギー起源CO2しか把握していない場合は、それを御回答ください。
※建物以外に、設備・工作物からの温室効果ガスの排出がある場合も、関連する施設に含めてお答えください。
※正確な数値が不明な場合は、概数で構いません。
※排出量の単位は「t-CO2」ではなく「t-CO2e」です。「t-CO2e」で把握されている場合は、1000で割って「t-CO2e」に換算してお答え下さい。
※排出量は四捨五入して整数でお答え下さい。

1~4のうち当てはまるものをドロップダウン選択肢より選択

主 な 施 設				直近の点検年度 (事務事業編対象施設)				太陽光発電設備の設置が可能となっている施設数
大分類	中分類	定義	定義	貴団体が管理している総施設数	施設対象 1.対象 2.対象外 3.一部対象外 4.保有無し	施設数	延床面積 (㎡)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e/年) ※記載可能な場合のみ
市民文化系施設	集会施設	主に集会を目的として貸し出される施設	公民館、コミュニティセンター					
	文化施設	主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設	市民会館、市民ホール、市民文化センター					
社会教育系施設	図書館	図書・記録等の資料の収集・保管、利用者への閲覧を目的とした施設	中央図書館、地域図書館・図書館分室					
	博物館等	価値のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設	博物館、美術館、科学館、プラネタリウム、動物園、植物園、水族館、郷土資料館					
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設 ※1	運動・スポーツの実施を目的として設置された施設(運動公園を含む)	体育館、プール、スポーツセンター、武道館、サッカー場、テニスコート、野球場、運動公園(うち運動施設・管理棟・倉庫・便所等)					
	レクリエーション施設・観光施設	主に観光旅行者の利用に供する目的で設置された施設(主に休養宿泊の目的に供する施設は「保養施設」に含む)	観光センター、観光案内所、キャンプ場、道の駅					
	保養施設	主に休養・保養や、観光・研修のための宿泊に用いられる施設	保養施設、宿泊・研修施設、温浴施設、休憩所					
産業系施設	産業系施設	商工業の振興を目的として設置された施設	労働会館・勤労会館、産業振興センター、商工センター、工業試験場、工業技術センター、職業訓練施設					
	農業施設	農業の振興を目的として設置された施設	農業試験場、農業センター、農場					
	畜産施設	畜産業の振興を目的として設置された施設	畜産試験場、畜産センター、牧場					
	水産施設	水産資源の管理や水産業の振興を目的として設置された施設	水産試験場、養魚場					
	林業施設	森林資源の管理や林業の振興を目的として設置された施設	林業試験場、営林事務所・林務所					
学校教育系施設	小学校	学校教育法に基づく小学校	小学校					
	中学校	学校教育法に基づく中学校	中学校					
	高等学校	学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校	高等学校					
	大学	学校教育法に基づく大学	大学、短期大学					
	その他学校	学校教育法に基づく上記以外の学校	特別支援学校、高等専門学校、看護学校					
	その他教育施設	学校教育に関連する、学校以外の施設(社会教育施設は含まない)	教育センター、青少年センター、給食センター					
子育て支援施設	保育所	児童福祉法に基づく保育所、認定こども園	保育所、こども園					
	幼稚園	学校教育法に基づく幼稚園	幼稚園					
	幼児・児童施設	子育て支援を目的とした、幼・保・こども園以外の施設	児童館・児童センター、放課後児童クラブ、子育て支援センター					
保健・福祉施設	福祉施設	社会福祉を目的として設置された施設	介護保険施設、老人福祉センター、老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センター、老人憩いの家、障害者支援センター、授産施設、児童養護施設、児童相談所、母子生活支援施設、福祉事務所、福祉会館、救護施設					
	保健施設	地域保健法に基づく保健所・保健センター	保健所、保健会館、保健センター					
医療施設	医療施設	医療の提供を目的として設置された施設	病院、診療所、助産施設					
行政系施設	庁舎	地方公共団体の機関(都道府県・市区町村の首長部局・議会・行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合)が入居する施設	県・市庁舎、支所、議場					
	消防施設	消防の用に供する施設	消防署、分署・出張所、消防学校					
	警察施設	警察の用に供する施設	警察署、分署、派出所、警察学校					
	防災・治水施設	防災・治水の用に供する施設	防災センター、備蓄倉庫、水防倉庫、排水機場、ポンプ場					
公営住宅	公営住宅	一般住民のために地方公共団体が建設した住宅(事務事業編の対象は施設の管理運営に係る事務所の部分や共用部等のみ。居住部は含まない。)	公営住宅(施設の管理運営に係る事務所の部分や共用部等。居住部は含まない。)					
公園	公園 ※2	都市公園法に基づく都市公園、地方公共団体の条例に基づく公園、その他同様の目的に供される各種公園・遊園・緑地(ただし、運動公園を除く)	公園・緑地・遊園(うち管理棟・倉庫・便所等)					
供給処理施設 ※3	廃棄物処理施設	ごみ・し尿の処理及び埋立処分の用に供される施設	ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場、リサイクルプラザ、清掃事務所					
	水道施設	人の飲用に適する水及び工業の用に供する水の供給を目的として設置された施設(取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設)。水道事業(上水道事業、簡易水道事業)、専用水道、貯水槽水道、飲料水供給施設、水道用水供給事業、工業用水供給事業を含む。	浄水場、配水・ポンプ場、水道管理事務所(上水道、簡易水道、工業用水道等を含む。)					
	下水道施設	下水(汚水・雨水)の排除・処理を目的として設置された施設(排水施設、処理施設、ポンプ施設)。下水道法に基づく公共下水道、流域下水道、都市下水路のほか、集落排水施設、合併処理浄化槽・コミュニティプラント等を含む。	下水処理施設、汚泥処理施設、下水ポンプ場、下水道管理事務所(公共下水道、集落排水事業を含む。)					
	その他供給施設	電気・ガス・熱の供給を目的として設置された施設	電気・ガス事業関連施設、地域冷暖房施設、ロードヒーティング設備					
	鉄軌道・バス施設	鉄道事業法・軌道法に基づく鉄道・軌道・索道事業、道路運送法に基づく旅客運送事業の用に供する施設	駅、営業所、車庫、バスターミナル(鉄道車両を含む、バスは含まない。)					
交通施設 ※4	港湾施設	港湾法に基づく港湾施設(外郭施設、留置施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶役務用施設等)	港湾施設・設備(管理事務所等含む)					
	空港施設	空港法に基づく空港施設(航空保安施設、空港土木施設、旅客ターミナル)	空港施設・設備(管理事務所等含む)					
	火葬場・斎場・墓地	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂、火葬場	火葬場、斎場、墓地					
その他施設	公営競技場	競馬、競艇、競輪、オートレースの用に供する施設	競馬・競輪・競艇場					
	市場・と畜場	卸売市場法に基づく卸売市場、と畜場法に基づくと畜場(家畜市場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場を含む)	卸売市場、小売市場、公設市場、と畜場・食肉センター					
	その他施設	地方公共団体が管理しているその他の施設	建設事務所・工事事務所、研究所(産業関連以外)、衛生検査所、相談センター、研修所、駐車場・駐輪場、公衆便所、放送通信施設・設備、職員住宅・寮(施設の管理運営に係る事務所の部分や共用部等。居住部は含まない。)、その他上記の分類に該当しない施設					
	施設以外でエネルギーを消費する設備等 ※5	上記の施設に該当しない設備(屋根や天井のない開かれた場所に取りつける照明、道路に設置される信号機、道路・デッキ・アーケード等)	街路灯、信号機、道路・デッキ・アーケード 等					
施設以外でエネルギーを消費する設備等 ※5	自動車	地方公共団体が業務に使用する自動車、公共交通の目的に供するバス	自動車、バス					
	船舶	地方公共団体が業務に使用する船舶、公共交通の目的に供する船舶	船舶					
	飛行機・ヘリコプター	地方公共団体が業務に使用する飛行機、公共交通の目的に供する飛行機	飛行機、ヘリコプター					

※1:運動公園の延床面積は、土地の面積ではなく、園内の建物の延床面積の合計をお答えください。
※2:公園の延床面積は、土地の面積ではなく、園内の建物の延床面積の合計をお答えください。
※3:局舎や事務所は「庁舎等」の方でお答えください。ただし、処理施設とあわせてエネルギーを管理しており、区分できない場合は、当該項目にまとめてご記入いただいても結構です。
延床面積は、建屋とプラント(屋外も含む)を合わせた面積をご記入ください。管路など面積が定義できない設備・工作物は含めなくて結構です。
※4:施設数や延床面積は、建物の数、建物の延床面積の合計をお答えください。
※5:施設数は、設備の個数をお答えください。

全団体が御回答ください。

Q1-8. 貴団体で策定する地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設について
(2). 上記の対象施設分類で「2:対象外」又は「3:一部対象外」を選択した施設等がある場合、対象としていない主な理由として当てはまるものを全てお選びください。
「2:対象外」又は「3:一部対象外」を選択した施設がない場合は空欄で結構です。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	管理委託をしているため
	指定管理をしているため
	PFI(Private Finance Initiative)で運営しているため
	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため
	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため
	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため
	基準年度以降に新設された施設等のため
	合併前の団体の施設等のため
	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため
	その他
	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例)他部局との連携が図られていない。知見のある職員が配属されていない。等

全団体が御回答ください。

Q1-8. 貴団体で策定する地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設について
(3). 公共施設における太陽光発電設備の導入を実施または検討する際に直面している課題についてあてはまるものをお答え下さい。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	1.施設管理者や地域住民から事業実施の理解を得ることができない
	2.太陽光発電設備の導入にあたり遵守すべき関係法令がわからない
	3.法令対応に必要な手続きがわからない、または手間がかかる
	4.導入対象とする施設が建築基準法の基準に適合しない
	5.20年以内に建替・廃止予定がある
	6.屋根・屋上への設置を困難にする法律・条令がある
	7.既に施設の屋上を全面活用している(屋上を開放している、ヘリポートを設置している)
	8.屋上に障害物(エアコンの室外機等)がある
	9.発注対象となる事業者(設計、施工)がいない、少ない
	10.発注対象となる事業者の基準に適合しない(建物の築年数、立地等)
	11.調達方法、契約形態がわからない
	12.その他
	13.持にない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

2. 区域施策に関する事項

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体がお読みください。

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

＜※重要なお知らせ＞

地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「実行計画（区域施策編）」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第3項に基づき、**全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付け**られています。
また、政府の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）において、**その他の市町村についても策定に努める**ことが求められています。

○「実行計画（区域施策編）」とは

本調査でいう「実行計画（区域施策編）」とは、地球温暖化対策推進法第21条第3項で規定されている計画です。
都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は、これを策定することが義務とされています。

●【実行計画（区域施策）の策定において満たすべき条件】（法律第21条第3項の抜粋）

・施策に関する事項として以下の4項目を定めること。
1.「太陽光、風力その他の再生可能エネルギー導入の促進」
2.「区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進」
3.「都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善」
4.「循環型社会の形成」・都市計画、農業振興地域整備計画、その他の計画との調和を図り、連携すること。
・指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は都道府県等の実行計画と整合性を図ること。
・計画策定にあたって、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くこと。
また、住民その他利害関係者の意見を反映させるための処置を講じること。
・計画を策定したときには、延滞なく、公表すること。
・毎年一回、計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表すること。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 1・2（略）

3 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

○地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（抜粋）

（市に関する規定の適用）

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2.「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。
都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画(区域施策編)」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し実施するよう努める。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について
(1). **2021年10月1日現在の実行計画(区域施策編)**に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。(〇は一つだけ)

※実行計画(区域施策編)を他団体と共同で策定済、策定予定の場合も、本設問においては策定済、策定予定としてお答えください。
※改定時期が未定な場合や、改定時期が2021年度以降の場合でも、改定する予定があれば「改定する予定がある」をお選びください。
※改定すると思われるが、改訂年度が未定の場合は、「予定あり」を選択し、改定予定年度については空欄としてください。
※策定・改定を予定している年度は西暦でご記入ください。

↓〇印(1つ)

	1.過去に一度も策定したことがなく、2021年10月1日以降も策定する予定はない
	2.過去に一度も策定したことがないが、2021年10月1日以降に策定する予定がある
	3.現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定はない
	4.現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定がある
	5.既に計画期間を経過しているが、2021年10月1日以降に改定する予定はない
	6.既に計画期間を経過しており、2021年10月1日以降に改定する予定がある

Q2-1(1)で、「2」「4」「6」のいずれかを選択した方

策定・改定を予定している年度を御記入ください。

西暦 年度

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(2). **2021年10月1日現在の実行計画（区域施策編）の策定・改定年度**及び**計画期間**を御記入ください。
（改定した場合は、最新の実行計画（区域施策編）について御記入ください。）
※当初策定年度、最終改定年度は西暦でご記入ください。

当初策定年度	計画期間
西暦 年度	年間 年間

↓※改定した場合のみ記入

最終改定年度	計画期間
西暦 年度	年間 年間

計画期間とは、「計画の開始年度から目標年度までの期間」を指します。
例えば、開始年度が2010年度、目標年度が2015年度の場合は「6年間」とご回答ください。

最新の**実行計画（区域施策編）**の名称を御記入ください。

Q2-1(1)で、「1」「2」「5」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(3). **実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由**について、当てはまるものを全てお選びください。
（〇はいくつでも）

↓〇印（複数可）

☐	計画を策定・改定するための人員が不足しているため
☐	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため
☐	他の部局・課室の協力が得られにくい
☐	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため
☐	最新の技術情報や知見が不足しているため
☐	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため
☐	有望な対策・施策が見つからないため
☐	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため
☐	地球温暖化対策の優先度が低い
☐	温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため
☐	周辺の団体も未策定であるため
☐	その他
☐	上記に該当するものがない

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(4). 最新の**実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標設定で困難だったこと**について、当てはまるものを全てお選びください。**（〇はいくつでも）**

↓〇印（複数可）

☐	原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である
☐	算定・推計方法が専門的で分からない
☐	計画を策定・改定するための人員が不足している
☐	専門家の助言が必要である
☐	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない
☐	目標値の設定に苦慮した
☐	その他
☐	特に無し
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 国の削減目標が未定だったため、算定の根拠データが古く実態に即した推計が難しい 等

(5). **最新の**実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと****について、当てはまるものを全てお選びください。
（〇はいくつでも）

↓〇印（複数可）

☐	国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討
☐	削減目標の設定
☐	対策・施策の検討
☐	対策・施策の削減効果の試算
☐	推進体制の検討・構築
☐	その他
☐	特に無し
☐	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例) 国や県の方針が未定だったため、整合が図りづらかった 等

Q2-1(1)で、「2」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(6). 環境省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」([URL:https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html))にて、実行計画（区域施策編）の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。
2017年3月に環境省は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。
これらの**マニュアルやツール類**のうち、最新の**実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用したものや、現在使用しているもの**について、当てはまるものを全てお選びください。**（〇はいくつでも）**

↓〇印（複数可）

☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）
☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）
☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）
☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）
☐	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版
☐	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き
☐	【データ・按分法】部門別CO2排出量の現況推計
☐	【ツール・按分法】部門別CO2排出量計算シート
☐	【データ・積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ
☐	【ツール・積上法】積上法による排出量算定支援ツール
☐	【データ】自治体排出量カルテ
☐	【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール
☐	【データ】自治体データベース
☐	使用していない
☐	マニュアルやツール類の存在を知らなかった
☐	使用したかどうか分からない
☐	独自の算定ファイルを作成した
☐	その他

2017年3月に公表された最新のマニュアル類

Q2-1(6)で、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(7). **実行計画（区域施策編）の策定・実施マニュアル（本編）の用途**として当てはまるものを全てお選びください。**（〇はいくつでも）**

↓〇印（複数可）

☐	今年度策定・改定を予定しているため参考としている
☐	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている
☐	区域施策編の実施に際して参考としている
☐	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県及び市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について
(8). ①「地球温暖化対策推進法」の2016年5月の改正に伴い、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されました。
(「地球温暖化対策推進法」第21条第1項)
貴団体における実行計画(区域施策編)の**共同策定の検討状況等**について、下の選択肢の中からお選びください。
(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.2021年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である
	2.2021年度中に共同した計画を策定予定である
	3.2022年度以降に共同した計画を策定予定である
	4.共同策定の予定はないが関心がある
	5.共同策定の予定がなく関心もない
	6.検討していない
	7.上記に該当するものがない
	8.不明

Q2-1(8)①で、「2」「3」のいずれかを選択した方

共同する予定の団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。

--

Q2-1(8)①で、「4」を選択した方

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について
(8). ②貴団体における実行計画(区域施策編)の共同策定の検討状況等について、関心がある場合は**共同したい相手先**について、当てはまるものを全てお選びください。**(○はいくつでも)**

↓○印(複数可)

	管内の市町村(特別区含む。)(都道府県の場合)
	属する都道府県(市町村(特別区含む。))の場合
	近隣の市町村(特別区含む。)
	その他

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について
(9). 「地球温暖化対策推進法」第21条第8項において都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていますが、**策定した実行計画(区域施策編)の公表方法**について、当てはまるものを全てお選びください。**(○はいくつでも)**

↓○印(複数可)

	ホームページで公表している
	広報誌で公表している
	環境報告書、環境白書等で公表している
	専用の冊子等を作成し公表している
	環境審議会で公表している
	議会報告で公表している
	記者発表をしている
	イベント展示などで公表している
	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
	その他
	公表していない
	不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく記載ください。

--

「その他」または「公表していない」を選択した場合、内容を具体的に御記入ください。例：(その他)〇〇課が発信しているメールマガジン、(公表していない)計画期間が経過しているため

--

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について
(1). 実行計画(区域施策編)における各部門のエネルギー起源CO2排出量を算定する際に用いているデータ・情報について、部門ごとに、当てはまるものを全てお選びください。**(○はいくつでも)**

① 産業部門(製造業)							
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	3.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	4.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	5.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	6.1～5以外の情報	7.分からない	8.算定対象としていない

「6.1～5以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

--

● 活用しているデータについて

以下の通りに色分けしています。

…統計に基づくデータ (ピンク色)

…事業者等の実績 (水色)

② 産業部門(建設業・鉱業)				
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	3.1.2以外の情報	4.分からない	5.算定対象としていない

「3.1.2以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

--

③ 産業部門(農林水産業)				
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	3.1.2以外の情報	4.分からない	5.算定対象としていない

「3.1.2以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

--

④ 業務その他部門								
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	3.「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	4.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	5.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	6.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	7.1～6以外の情報	8.分からない	9.算定対象としていない

「7.1～6以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

--

⑤ 家庭部門						
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	3.「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	4.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	5.1～4以外の情報	6.分からない	7.算定対象としていない

「5.1～4以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

--

⑥ 運輸部門(自動車)					
1.「総合エネルギー統計」による炭素排出量	2.「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	3.「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	4.1～3以外の情報	5.分からない	6.算定対象としていない

「4.1～3以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

--

⑦ 運輸部門(鉄道)

1.「総合エネルギー統計」による炭素排出量	2.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	3.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	4.個別企業による公表情報(環境報告書等)	5.1～4以外の情報	6.分らない	7.算定対象としていない

「5.1～4以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

⑧ 運輸部門(船舶)

1.「総合エネルギー統計」による炭素排出量	2.1以外の情報	3.分らない	4.算定対象としていない

「2.1以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

⑨ 運輸部門(航空)

1.「空港管理状況調査」による空港の燃料種別使用量	2.「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	3.1.2以外の情報	4.分らない	5.算定対象としていない

「3.1.2以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

⑩ エネルギー転換部門

1.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	2.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	3.1.2以外の情報	4.分らない	5.算定対象としていない

「3.1.2以外の情報」を選択した場合、内容・出所を御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について
(2). 実行計画(区域施策編)において、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス排出量又は吸収源の吸収量のうち、算定対象としているかどうかについて、下の選択肢の中からお選びください。(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみ答え下さい。

↓1～2のうち当てはまるものに○印(一つ)	
分 野	1. 対象としている
燃料の燃焼分野	
工業プロセス分野	
農業分野	
廃棄物分野	
代替フロン等4ガス分野	
森林等の吸収源	
その他	

「その他」について、「1. 対象としている」と回答した場合、その内容を具体的に御記入ください。

用語

【燃料の燃焼分野】
...燃料の燃焼、自動車走行に伴うCH4,N2Oの排出
【工業プロセス分野】
...工業製品の製造及び原料の使用に伴うCO2,CH4,N2Oの排出
【農業分野】
...水田における耕作、耕地における肥料の使用、家畜の飼育や排泄物の管理、農業廃棄物の焼却処分に伴うCH4,N2Oの排出
【廃棄物分野】
...廃棄物の焼却・埋立処分、排水処理、廃棄物燃料の使用等に伴うCO2,CH4,N2Oの排出
【代替フロン等4ガス分野】
...代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用・廃棄、金属の生産、半導体素子等の製造、溶剤の使用等に伴う HFCs, PFCs,CF6,NF3の排出

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について
(3). ①**実行計画(区域施策編)における直近の目標設定の有無**について、**目標の種類ごとに**、目標設定の有無をお選びください。(○は一つだけ)

※短期目標について御回答ください。ただし、短期目標を設定していない、又は短期目標期間が既に終了している場合は、中期目標と読み替えて御回答ください。

↓設定の有無について当てはまるものに○印(一つ)	
目標の種類	
1. 設定している	2. 設定していない
総量目標	区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標 地球温暖化対策計画の目標を踏まえて、原則として設定
温室効果ガス排出量原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標
最終エネルギー消費量目標	区域の最終エネルギー消費量の目標
最終エネルギー消費原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標
再生可能エネルギー導入量目標	区域の再生可能エネルギーの導入量の目標
部門・分野別目標	産業、業務その他部門、家庭部門、運輸部門等の部門や、工業プロセス、廃棄物等の分野における排出量目標

Q2-2(3)①で、「再生可能エネルギー導入量目標」について「1」を選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について
(3). ②実行計画(区域施策編)において設定している**再生可能エネルギー導入量目標(エネルギー供給量、設備容量、発電電力量)**について、当てはまるものをお答えください。(○は一つだけ)

↓○印(一つ)

	1.エネルギー供給量(kl)
	2.設備容量(kW)
	3.発電電力量(kWh)
	4.発電電力量に占める再生可能エネルギー比率(%)
	5.その他
	6.設定していない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-2(3)②で、「1」～「5」を選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について
(3). ③実行計画(区域施策編)において再生可能エネルギー導入量目標(エネルギー供給量、設備容量、発電電力量)を設定している場合は、**目標年度値、直近の算定値**を御記入ください。

※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。
※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。
※目標年度、直近の点検年度については、西暦で御記入ください。

	目標年度	直近の点検年度
	西暦()年度	西暦()年度
再生可能エネルギー導入量		

(3). ④再生可能エネルギー導入量の計測方法について、当てはまるものをお答えください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

1.平成28年度データ版自治体排出量カルテの活用
2.ツールを活用した現況推計の実施
3.全量調査の実施
4.外部団体への委託
5.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-2(3)①で、「再生可能エネルギー導入量目標」について「2」を選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について

(3). ⑤実行計画(区域施策編)とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している場合、その計画等の名称と目標値・現状値を御記入ください。

計画等の名称()

目標値()kW

現状値()kW

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について

(4). 実行計画(区域施策編)における**温室効果ガス排出量・吸収量の基準年度値、目標年度値及び直近の算定値**を御記入ください。
※下表の部門・分野の分類は、2017年3月に公表された「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に準拠しています。
直近の実行計画(区域施策編)において対応する部門・分野がない場合は、空欄としてください。
※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。
※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。
※基準年度・目標年度及び直近の点検年度は西暦でご記入ください。
※排出量の単位は「kg-CO2」ではなく「t-CO2」です。「kg-CO2」で把握されている場合は、1000で割って「t-CO2」に換算してお答え下さい。
※排出量は四捨五入して整数でお答え下さい。

目標			基準年度値		直近の算定値		目標年度値①		目標年度値②		目標年度値③	
基準年度・目標年度(西暦)				年度		年度		年度		年度		年度
総量の実績・目標値				t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
部門・分野別の実績・目標値	エネルギー起源CO ₂	産業部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		業務その他部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		家庭部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		運輸部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		エネルギー転換部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		工業プロセス分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		農業分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		廃棄物分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		代替フロン等4ガス分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		森林等の吸収源(▲) ※「森林等の吸収源」は吸収量を、それ以外は排出量を、プラスの値で記入して下さい。		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		その他		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について

(5). 実行計画(区域施策編)における**部門・分野別の対策・施策の目標の設定有無**について、下の選択肢の中からお選びください。
また、対策・施策の目標の**具体的な内容(補助金による再生可能エネルギー設備・機器の導入量、クールビズの実施率など)**を御記入ください。

対策・施策の目標			↓ 設定の有無について当てはまるものに○印(一つ)			具体的な内容
			1. 設定している	2. 設定していない		
部門・分野別の目標	エネルギー起源CO ₂	産業部門				
		業務その他部門				
		家庭部門				
		運輸部門				
		エネルギー転換部門				
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野				
		工業プロセス分野				
		農業分野				
		廃棄物分野				
		代替フロン等4ガス分野				

Q2-2(3)①の温室効果ガス排出原単位目標で「1」を選択した方

Q2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について

(6). 実行計画(区域施策編)における**部門・分野別の温室効果ガス排出原単位目標設定の有無**について、下の選択肢の中からお選びください。
また、その単位を御記入ください。

温室効果ガス排出原単位目標			↓ 設定の有無について当てはまるものに○印(一つ)			単 位	※例えば、1人あたりの温室効果ガス排出量を目標としている場合は、「 <u>kg-CO₂/人</u> 」と御記入ください。
			1. 設定している	2. 設定していない			
部門・分野別の目標	エネルギー起源CO ₂	産業部門					
		業務その他部門					
		家庭部門					
		運輸部門					
		エネルギー転換部門					
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野					
		工業プロセス分野					
		農業分野					
		廃棄物分野					
		代替フロン等4ガス分野					

区域施策編策定済団体が御回答ください。

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象【PLAN】
(7). 自治体排出量カルテの活用状況について
① 環境省では、地方公共団体の部門別CO2排出量の現況推計や再生可能エネルギー導入状況等の諸データを都道府県・市区町村別の個別ファイルで可視化した2次統計資料である「自治体排出量カルテ」を作成・公表しております。実行計画（区域施策編）における目標設定等における自治体排出量カルテの活用状況について、当てはまるものを全てお答えください。（○はいくつでも）

↓ ○印(複数可)

	1.CO2排出量削減や再生可能エネルギー導入量の目標設定に活用している
	2.CO2排出量削減や再生可能エネルギー導入促進に係る施策の検討に活用している
	3.施策の実施主体や市民とのコミュニケーションツールとして活用している
	4.「自治体排出量カルテ」の存在は把握しているが、特段活用していない
	5.「自治体排出量カルテ」の存在を把握していなかった

Q2-2(7)①で、「4」を選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象【PLAN】
(7). 自治体排出量カルテの活用状況について
② 「自治体排出量カルテ」を活用していない理由について、当てはまるものを全てお答えください。（○はいくつでも）

↓ ○印(複数可)

	1.どういった情報が掲載されているのかを把握していないため
	2.必要となる情報が整理されていないため
	3.貴団体において独自に各種情報の収集・分析を実施しているため
	4.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-2(7)②で、「2」を選択した方

自治体排出量カルテに掲載を希望する情報について、具体的にお答えください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について
(8). 実行計画（区域施策編）の位置づけについて
① **実行計画（専務専業編）と統合していますか。**下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.統合している
	2.今後、改定時に統合を予定している
	3.統合していない

② **実行計画（区域施策編）は、「環境基本計画」との調和・連携又は統合が図られていますか。**
下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.環境基本計画と統合している
	2.環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている
	3.環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携は図っている
	4.環境基本計画とは連携を図っていない
	5.環境基本計画を策定していない

③ **実行計画（区域施策編）とその他の行政計画（環境基本計画を除く。）との調和・連携又は統合について。**
下記の行政計画ごとに該当する選択肢をお選びください。（○はそれぞれ一つだけ）

※「その他」は該当がある場合のみお答え下さい。

↓ 1～4のうち当てはまるものに○印(一つ)

行政計画	1. 図られて いる	2. 図られて いない	3. 当該計画を 策定していない	4. 不明
総合計画				
「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」				
「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」				
「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」				
「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」				
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」				
公共施設等総合管理計画				
一般廃棄物処理基本計画				
環境モデル都市アクションプラン				
環境未来都市計画				
立地適正化計画				
防災計画（ハザードマップ）				
その他				

「その他」について、「1. 図られている」と回答した場合、調和・連携又は統合している計画の名称を具体的に御記入ください。

④ **他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、国地造成、再開発事業等）は、地球温暖化対策と調和・連携が図られていますか。**
下の選択肢をお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.図られている
	2.図られていない
	3.不明

上記の回答のように判断する理由を御記入ください。

例

例：図られている理由

「総合計画において、他の行政計画に基づく事業についても地球温暖化対策との調和・連携を図る旨が規定されている。」

「事業の企画・実施段階でのチェックリストに地球温暖化対策を含む環境配慮について確認することが義務付けられている。」 …等

例：図られていない理由

「連携した事業がない、調和・連携を図る内容となっていない。」 …等

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-3. 実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組みについて
(1). **実行計画（区域施策編）の進捗管理を協議・審議する場**について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印(複数可)

	地方公共団体実行計画協議会
	地球温暖化対策地域協議会
	環境審議会
	関係各課等で構成される庁内組織
	その他
	協議・審議する場はない
	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

用語

●「**調和・連携**」とは
実行計画（区域施策編）が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画（区域施策編）の目的や施策について、関連する他分野の行政計画と整合・協調が図られていることを指します。

●「**統合**」とは
実行計画（区域施策編）が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

(2). **実行計画(区域施策編)の進捗状況を協議・審議する場のメンバー**について、当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	部局内担当者
	庁内の関係部局担当者
	環境審議会
	関係各課等で構成される庁内組織
	NPO等
	住民代表
	地元の企業担当者
	外部の学識経験者
	計画原案を委託した外部業者
	その他
	協議・審議する場はない
	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。 例)他の地方公共団体職員、関係省庁職員 等

区域施策編策定済団体が御回答ください。

Q2-4. **実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出抑制のための施策の取組状況**実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出抑制のための施策の取組状況について、選択肢の中から施策ごとに一つお選びください。
また、各施策において、「1.実行計画(区域施策編)に位置付けて取り組んでおり、目標設定もしている」を回答した場合は、その設定指標についてあわせてお答えください。(○は一つだけ)

※「その他」は該当がある場合のみお答えください。

↓1～5のうち当てはまるものをドロップダウン選択肢より選択

施策	取組状況	設定指標
1. 再生可能エネルギーの導入促進		
2. 省エネルギー化の推進(家庭部門)		
3. 省エネルギー化の推進(業務その他部門)		
4. 省エネルギー化の推進(産業部門)		
5. 省エネルギー化の推進(運輸部門)		
6. 循環型社会にむけた対策・施策(廃棄物焼却量の削減)		
7. 代替フロン等4ガスに関する対策・施策		
8. 温室効果ガス吸収源対策・施策		

<取組状況選択肢>
1.実行計画(区域施策編)に位置付けて取り組んでおり、目標設定もしている
2.実行計画(区域施策編)に位置付けて取り組んでいるが、目標設定はしていない
3.実行計画(区域施策編)に位置付けていないが、取り組んでいる
4.取り組んでいない
5.不明

区域施策編策定済団体が御回答ください。

Q2-5. **区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について**
(1). 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定
① 令和3年5月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、市町村は地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業の促進に向け、再生可能エネルギーの導入等を促進する区域を定めるよう努めることとされています。貴団体において、再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定状況についてお答えください。
(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.設定が完了している
	2.設定に向けた検討を進めている
	3.今後設定に向けた検討を開始する予定である
	4.設定予定はない
	5.わからない

Q2-5(1)①で、「1」、「2」を選択した方

Q2-5. **区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について**
(1). 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定
② 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定に向け、直面している、または直面すると想定される課題について当てはまるものをお答えください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.区域の設定に関する環境保全、環境配慮基準等がわからない
	2.地域の再生エネルギー導入ポテンシャルがわからない
	3.住民その他の利害関係者や関係地方公共団体との合意形成がとれない
	4.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-5. **区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について**
(2). 地域エネルギー事業の実施・検討状況について
※地域エネルギー事業とは、「貴団体の参画・関与の下に、地域の再生可能エネルギーや、未利用エネルギーを活用し、主に地域内の公共施設や民間企業・家庭に、電気や熱を供給する事業」を指します。具体的には、地域新電力事業や地域熱供給事業等が該当します。
※電気や熱を全く地域内で消費せず、地域外の電気事業者等に売電している場合(FIT含む)や、エネルギーを、施設内で全量自家消費している場合は地域エネルギー事業の対象から除きます。

① 地域エネルギー事業について、現在行われているものはありますか。当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.貴団体が直接事業を行っている
	2.貴団体が関与する一部事務組合等が事業を行っている
	3.貴団体が出資している地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)がある
	4.貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)がある
	5.地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)があるが、貴団体では特に支援はしていない
	6.1～5に該当する事業は存在しない
	7.不明
	8.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-5(2)①で、「3」を選択した方

出資先の地域エネルギー事業会社の資本金及び貴団体の出資比率をお答えください。(○は一つだけ)

【資本金】
↓○印(1つ)

	1.1,000万円未満
	2.1,000万円以上2,000万円未満
	3.2,000万円以上3,000万円未満
	4.3,000万円以上

【出資比率】
↓○印(1つ)

	1.25%未満
	2.25%以上50%未満
	3.50%以上75%未満
	4.75%以上

Q2-5(2)①で、「1」～「4」を選択した方

Q2-5. 区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について
(2). 地域エネルギー事業の実施・検討状況について
②地域エネルギー事業について、今後の実施を検討しているものはありますか。当てはまるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)	
	1.貴団体が直接事業を行う
	2.貴団体が関与する一部事務組合等が事業を行う
	3.地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)への出資
	4.地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)への出資以外の形での支援
	5.現在検討しているものはない
	6.不明
	7.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-5. 区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について
(3). 区域への脱炭素措置導入促進に係る取組について
①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について、実施しているものを全てお選びください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)	
	1.地元事業者、地域金融機関等を対象とするマッチングイベントを実施している
	2.地元事業者、地域金融機関に対し先行事例の経験や他地域の事例に係る知見等の提供を行っている
	3.事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している。
	4.個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度を有している
	5.再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している
	6.地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている
	7.国民運動の推進(※)を行っている
	8.ゼロカーボン・ドライブ(※)の推進を行っている
	9.ナッジ事業に係る取組(※)を行っている
	10.再生可能エネルギーの事業化促進のための人材育成を行っている
	11.再生可能エネルギー導入のため、自治体が共同購入の取組をコーディネートしている
	12.再生可能エネルギー導入促進のための「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」等の導入ポテンシャルに関する情報提供を行っている
	13.再生可能エネルギー導入促進のため、需要家(企業等)とPPA事業者のマッチング支援を実施している
	14.その他
	15.実施していない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

備考

取組	取組概要
国民運動の推進	住民の意識改革を図り、自発的な取り組みの拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施(COOL CHOICE(クールチョイス)の実施徹底、機器の買替え、家庭エコ診断、照明の効率的利用)
ゼロカーボン・ドライブ	再生可能エネルギー電力と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PEV)または燃料電池自動車(FCV)を活用したドライブの推進
ナッジ事業に係る取組	ナッジとは直訳すると「ひじで軽くつく」という意味で、行動経済学で使われる用語。ちょっとしたきっかけを与えることで消費者等に自発的な行動を促す手法。 (ナッジの例:一般家庭への請求書送付の際に、他世帯とのエネルギー使用量との違いもあわせて示すことで、自発的な省エネの実施を促す)

Q2-5(3)①で、「3」、「4」を選択した方

Q2-5. 区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について
(3). 区域への脱炭素措置導入促進に係る取組について
②再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度について、その支援対象としているものを全てお答えください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)		
法人	個人	対象
		再生可能エネルギー設備の導入(太陽光パネル等)
		蓄電池システムの導入
		高効率エネルギー設備の導入(空調、給湯器、照明等)
		ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)の実現
		次世代自動車(EV、FCV、PHV)及び充電設備等の導入
		その他

法人の場合、「その他」の内容を具体的に御記入ください。

個人の場合、「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-5. 区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について
(3). 区域への脱炭素措置導入促進に係る取組について
③貴団体における、管内の住民又は企業に対するEV/PHEV/FCVまたは充電設備等の導入支援実施状況について、具体的にお答えください。

※EV/PHEV/FCVまたは充電設備への税制支援については、EV/PHEV/FCVに係る自動車取得税、自動車税、軽自動車税の減免・免除や、充電設備等導入に係る固定資産税および不動産取得税の減税・免除等が該当します。

	↓〇印(1つ)	↓〇印(1つ)	↓〇印(複数可)
	支援状況	支援手段	1.の場合支援上限金額 支援対象(複数選択可)
電気自動車(EV)	1. 支援している	1. 補助金	1. 個人 2. 法人 3. その他
	2. 支援していない	2. 税制	
		3. その他	
燃料電池自動車(FCV)	1. 支援している	1. 補助金	1. 個人 2. 法人 3. その他
	2. 支援していない	2. 税制	
		3. その他	
プラグイン・ハイブリッド車(PHEV)	1. 支援している	1. 補助金	1. 個人 2. 法人 3. その他
	2. 支援していない	2. 税制	
		3. その他	
急速充電器	1. 支援している	1. 補助金	1. 個人 2. 法人 3. その他
	2. 支援していない	2. 税制	
		3. その他	
普通充電器	1. 支援している	1. 補助金	1. 個人 2. 法人 3. その他
	2. 支援していない	2. 税制	
		3. その他	
充放電設備(V2H)	1. 支援している	1. 補助金	1. 個人 2. 法人 3. その他
	2. 支援していない	2. 税制	
		3. その他	
充放電設備(V2L)	1. 支援している	1. 補助金	1. 個人 2. 法人 3. その他
	2. 支援していない	2. 税制	
		3. その他	
水素ステーション	1. 支援している	1. 補助金	1. 個人 2. 法人 3. その他
	2. 支援していない	2. 税制	
		3. その他	

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-5. 区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について
(4). 地域脱炭素化に向けた住民参画に係る取組について
①地域の脱炭素化実現に向けて、地域住民の参画と協力を得るための取組の実施状況についてお答えください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)	
	1.一般住民同士が意見交換するワークショップ・会議等への参画・関与
	2.地域の協議会・会議への住民参加
	3.地域住民参加型の体験イベント等の開催
	4.地域脱炭素化に向けた住民の学びの場の創出、情報発信
	5.その他
	6.実施していない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-5(4)①で、「1」を選択した方

Q2-5. 区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について
(4). 地域脱炭素化に向けた住民参画に係る取組について
②協議会・ワークショップに参画する住民の選定方法及び選定人数をお答えください。(〇はいくつでも)

【選定方法】

↓〇印(複数可)

	1.団体HP等を通じた公募
	2.地域団体等による推薦
	3.無作為抽出
	4.その他

都道府県の御担当者の方のみ御回答ください。

Q2-6. 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものについて
(1). 政府の「地球温暖化対策計画」(2016年5月13日閣議決定)において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、取り組んでいるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集
	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
	その他(実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等)
	取り組んでいない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-6(1)で、「1」～「5」のいずれかを選択した方

(2). 市町村に対する支援を行う際に課題になっていることを教えてください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	日常業務で忙しく、時間をとることができない
	知識・情報が足りない
	問合せに対応する人材が明確になっていない
	市町村のニーズが分からない(何をしたらよいか分からない)
	その他
	特にない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-7. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について
(1). 「地球温暖化対策推進法」第21条第10項において都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないとされています。**実行計画(区域施策編)策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握**などについて、下の選択肢の中からお選びください。(〇は一つだけ)

↓〇印(1つ)

	1.毎年実施している
	2.毎年ではないが、定期的に実施している
	3.今後実施することを検討している
	4.実施しておらず、今後実施する予定もない
	5.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-7(1)で、「1」又は「2」のいずれかを選択した方

Q2-7. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について
(2). **実行計画(区域施策編)の進捗評価の対象**について、当てはまるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	区域内の温室効果ガス排出量の変化
	設定した目標の達成状況
	対策・施策の進捗状況等
	その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

(3). **実行計画(区域施策編)の進捗評価結果の公表方法**について、当てはまるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	ホームページで公表している
	広報誌で公表している
	環境報告書、環境白書等で公表している
	専用の冊子等を作成し公表している
	環境審議会で公表している
	議会報告で公表している
	記者発表をしている
	イベント展示などで公表している
	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している
	その他
	公表していない
	不明

「ホームページで公表している」を選択した場合、掲載しているホームページ等のURLを正しく御記入ください。

「その他」または「公表していない」を選択した場合、内容を具体的に御記入ください。
例: (その他)〇〇課が発信しているメールマガジン、(公表していない)計画期間が経過しているため

(4). **実行計画(区域施策編)の進捗評価結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。**当てはまるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	国内機関(国や都道府県など)へ報告している
	海外機関へ報告している
	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている
	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している
	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している
	審議会・委員会への報告資料としている
	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている
	その他方途に活用している
	活用していない
	不明

「国内機関へ報告している」を選択した場合、その機関名称を御記入ください。

国内機関名称1	
国内機関名称2	

「海外機関へ報告している」を選択した場合、その機関名称を御記入ください。

海外機関名称1	
海外機関名称2	

「その他の方途」の具体的内容を御記入ください。

(5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。
① 評価を下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓○印(1つ)

	1.目標達成に向けて、順調に進んでいる
	2.目標達成が困難な状況である
	3.評価していない

Q2-7(5) ①で「1」を選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について
(5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。
② 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について、「1.目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した状況に至った
 主要因として考えられることについて、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓○印(複数可)

	工場・事業所における省エネルギーの進展
	自動車等の低炭素化の進展
	再生可能エネルギーの導入の拡大
	家庭部門における省エネルギー・節電の定着
	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり
	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）
	その他
	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-7(5) ①で「2」を選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について
(5). 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果を担当部（局）課係としてどのように評価していますか。
③ 実行計画（区域施策編）の直近の進捗評価結果について、「2.目標達成が困難な状況である」と回答した状況に至った
 主要因として考えられることについて、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓○印(複数可)

	電力排出係数の悪化
	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響
	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）
	普及啓発の停滞
	対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退
	その他
	不明

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-7. 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況等について
(6). 実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていることについて、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓○印(複数可)

	財源が不足している
	人員が不足している
	他の部局・課室の協力が得られにくい
	事業者の理解や協力が得られにくい
	住民に対する普及啓発が難しい
	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
	最新の技術情報や知見が不足している
	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい
	有望な対策・施策が見つからない
	補助金など弾力的な運用ができない
	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている
	地球温暖化対策の優先度が低い
	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない
	対策・施策の費用対効果が低い
	その他
	特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

3. その他地球温暖化対策に関する事項

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-1. 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策について

- (1). 下表の地球温暖化対策・施策について、貴団体が現在実施している対策・施策を全てお選びください。
また、「その他」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。(〇はいくつでも)
- (2). 貴団体が、今後実施したい(今後力を入れていきたい)地球温暖化対策・施策を全てお選びください。
また、「その他」と回答した場合、取組の内容を具体的に御記入ください。(〇はいくつでも)

※以下は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第3項各号において定めるべき施策に関する事項として掲げられたものを簡潔に示しています。
※下表における「地方公共団体が実施することが期待される施策例」とは、あくまでも「地球温暖化対策計画」別表において、国による期待・想定が例示されたものです。
この例示をもって、地方公共団体に対して、これらの施策を実施する法的な義務が課せられるわけではなく、必ずしも例示された全ての施策を網羅的に実施する必要はありません。
また、地方公共団体の創意工夫により、例示された施策以外の施策が実施されることも、大いに歓迎されます。

↓ ○印(取り組んでいる対策・施策を全て選択) (〇はいくつでも)
↓ ○印(今後実施したい対策・施策を全て選択) (〇はいくつでも)

回答 (1)	回答 (2)	施策カテゴリ	No	施策概要	地方公共団体が実施することが期待される施策例
		再生可能エネルギーの 導入促進	1	再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	区域内における事業者等に対する再生可能エネルギーの導入支援、地方公共団体の公共施設等における積極的導入
			2	新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発
			3	家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	高効率給湯器・高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供
		省エネルギー化の推進 (家庭部門)	4	浄化槽の省エネ化	省エネ型浄化槽の設置支援、浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発
			5	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	HEMSの普及促進及び消費者への情報提供
			6	新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ改修	建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ建築物に係る普及啓発
			7	業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	高効率給湯器や高効率照明の普及促進及び事業者への情報提供、グリーン購入法に基づく率先的導入の推進
		省エネルギー化の推進 (業務その他部門)	8	冷媒管理技術の導入	フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供
			9	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	事業者・消費者への普及啓発、グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率先的導入
			10	BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	BEMSの率先的導入、普及促進及び事業者への情報提供
			11	エネルギーの面的利用の拡大	エネルギーの面的利用システムの構築支援
			12	下水道における省エネ・創エネ対策の推進	汚泥処理設備の更新時等におけるエネルギー化技術の採用、終末処理場等における省エネ機器や温室効果ガス排出の少ない水処理技術等の採用、下水熱利用設備の導入
			13	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	水道事業者等の省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施
			14	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物のペール化及びペール品質の向上、消費者への普及啓発・実証事業などの施策への協力
			15	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	一般廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時における施設規模に応じた高効率発電設備の導入
			16	産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	高効率空調、高効率産業ヒートポンプ、高効率照明、低炭素工業炉、高効率産業用モータ、高性能ボイラー、コージェネレーションについての導入支援や普及啓発
			17	廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	容器包装リサイクル法に基づく自治体による容器包装プラスチックの収集量の増加
		省エネルギー化の推進 (産業部門)	18	施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	省石油型・脱石油型施設園芸施策の推進、施設園芸における省エネ設備導入、省エネ農機の導入、省エネ漁船への転換に関する普及啓発
			19	業種間連携省エネの取組推進	複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進
		省エネルギー化の推進 (運輸部門)	20	次世代自動車の普及、燃費改善	次世代自動車の率先導入、普及啓発・導入支援、必要なインフラの整備
			21	道路交通流対策等の推進	交通流対策の推進、信号機の集中制御化、信号機の系統化・感応化等、信号灯器改良(LED化)
			22	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	エコドライブの普及・啓発
			23	公共交通機関及び自転車の利用促進	公共交通機関の整備やサービス・利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進、エコ通勤の普及促進
			24	トラック輸送の効率化	トラック輸送効率化の普及啓発、車両の大型化に対応した道路整備
			25	共同輸配送の推進	共同輸配送の普及啓発
			26	海運グリーン化総合対策	海上貨物輸送へのモーダルシフト、エコシップマーク等に関する普及啓発
			27	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	鉄道貨物輸送へのモーダルシフト、エコレールマーク等に関する普及啓発
		非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策	28	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	物流ターミナル等の整備、臨港道路の整備
			29	静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進	リサイクルポートの利活用の推進
			30	運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	規制の特例措置を活用した事業展開に向けた関係機関等との協議の場の設置、周辺住民に対する周知などの環境整備
			31	混合セメントの利用拡大	リサイクル製品認定制度等による混合セメントの利用拡大、建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込み、混合セメントの普及拡大に資する基盤整備
			32	バイオマスプラスチック類の普及	物品調達時におけるバイオマスプラスチック製品の優先導入、バイオマスプラスチックの普及促進
			33	廃棄物焼却量の削減	廃プラスチック等廃棄物の排出抑制、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用の推進
			34	水田メタン排出削減	都道府県による水田メタン排出削減に資する環境保全型農業の推進
			35	農地における施肥に伴う一酸化二窒素の削減	土壌診断に基づく適正施肥の推進、環境保全型農業の推進
			36	廃棄物最終処分量の削減	有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進
		メタン・一酸化二窒素に関する対策・施策	37	一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制
			38	産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	事業者により設置される管理型最終処分場が準好気性を維持できるよう事業者に対して適切な指導を実施
			39	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	汚泥燃焼の高温化、汚泥焼却設備の更新時における高温燃焼設備・汚泥固形燃料化技術の導入
			40	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP(地球温暖化係数)化の推進	ノンフロン・低GWP型指定製品の普及促進及び消費者への情報提供
		代替フロン等4ガスに関する対策・施策	41	業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者の指導・監督、普及啓発
			42	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者、充填回収業者の指導・監督、普及啓発
			43	森林吸収源対策	健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用
		温室効果ガス吸収源対策・施策	44	都市緑化等の推進	「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、公共施設・インフラの緑化の推進、新たな緑化空間の創出、市民・企業・NPO等の幅広い主体による緑化の推進
			45	クレジット制度の推進	クレジット創出者として、温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施地域版J-クレジット制度の運営・管理
		横断的施策	46	地球温暖化対策に係る国民運動の推進	地球温暖化対策について、住民の意識改革を図り、自発的な取り組みの拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施(クールビズ・ウォームビズの実施徹底、機器の買替え、家庭エコ診断、照明の効率的利用)
			47	エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	エコドライブ、カーシェアリングの普及啓発
		その他	48	その他の取組	上記1～47以外の取組、または、上記1～47に分類不能な取組、自由回答

Q3-1(1)で「その他」を選択した場合、「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q3-1(2)で「その他」を選択した場合、「その他」の内容を具体的に御記入ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について

- (1). 貴団体において、気候変動の影響が懸念される分野を全て教えてください。
(〇はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	1.農林水産業
	2.水環境・水資源
	3.生態系
	4.自然災害
	5.健康
	6.産業・経済活動
	7.国民生活・都市生活
	8.その他
	9.わからない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

例

選択時	気候変動による影響の例	適応策の例
農林水産業	高温による一等地比率の低下や、りんご等の着色不良等	水稻の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等
水環境・水資源	水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加等	湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等
生態系	気温上昇や融雪時期の早期化等による種分布の変化、野生鳥獣分布拡大等	モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等
自然災害	大雨や台風増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等	・設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザード・マップや避難行動計画策定の推進等
健康	熱中症増加、感染症・介動物分布可・諸病拡大等	・・対処法の普及啓発等
産業・経済活動	企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等	官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等
国民生活・都市生活	インフラ・ライフラインへの被害等機・強化等	物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理・設、交通安全・設における防災機・強化等

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について
(2). 気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」(以下「計画」という。)の策定状況について、当てはまるものをお選びください。
(○は一つだけ)

※「地域気候変動適応計画」について、詳しくは下記のURLの「気候変動適応法施行通知」、及び「地域気候変動適応計画策定マニュアル－手順編－」(平成30年11月30日)をご覧ください。環境省HP気候変動への適応 <http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>

↓ ○印(1つ)

	1.既に策定している
	2.これから策定する予定
	3.法には基づかないが、自主的に策定している
	4.策定する予定がない
	5.わからない

Q3-2(2)で、「1」または「2」を選択した方は、以下の①～⑥に御回答ください。

①計画名と、策定年月又は直近の改定年月を御記入ください。

※策定(直近の改定)年度は西暦でお答えください。

計画名称:(

策定(直近の改定)年月:(

②気候変動適応法では、計画は単独または共同の地方公共団体で策定できることとなっていますが、どちらで策定していますか。
当てはまるものをお選びください。共同の地方公共団体で策定している場合は、地方公共団体名を御記入ください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.単独
	2.共同 (地方公共団体名:)

③計画の位置付けについて、当てはまるものをお選びください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.気候変動適応を目的とした個別の計画を策定している
	2.温対計画(区域施策編)の中に位置付けている
	3.環境基本計画の中に位置付けている
	4.総合計画の中に位置付けている
	5.その他の計画に位置付けている (計画名:)
	6.上記に該当するものはない
	7.わからない

④計画の改定予定時期ついて、当てはまるものをお選びください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.毎年度改定
	2.計画策定又は直近の改定から5年後
	3.計画策定又は直近の改定から10年後
	4.改定は予定していない
	5.その他 (具体的に:)

⑤計画の進捗状況の把握・評価の頻度ついて、当てはまるものをお選びください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.毎年実施
	2.把握・評価を数年ごとに実施
	3.把握・評価は行わない
	4.その他 (具体的に:)

⑥計画の進捗状況を把握・評価するための評価指標について、当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	1.各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定
	2.各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定
	3.計画に記載されたすべての施策について評価指標を設定
	4.設定していない
	5.その他 (具体的に:)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について
(3). 気候変動適応法第13条に基づく「地域気候変動適応センター」(以下「センター」という。)の確保状況について、
当てはまるものをお選びください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.既に確保している
	2.これから確保する予定
	3.確保する予定はない
	4.わからない

Q3-2(3)で、「1」を選択した方は、以下の①～②に御回答ください。

①センター名と確保した年月を御記入ください。

※「地域気候変動適応センター」確保年度は西暦でご記入ください。

「地域気候変動適応センター」名称:(

「地域気候変動適応センター」確保年月:(

②センターは単独または共同の地方公共団体で確保できることとなっていますが、どちらで確保していますか。
当てはまるものをお選びください。共同の地方公共団体で確保している場合は、地方公共団体名を御記入ください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.単独
	2.共同 (地方公共団体名:)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について
(4). 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組として実施しているものを全て選択してください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	1.気候変動影響に関する情報収集・調査研究
	2.適応策に関する情報の収集・整理
	3.自治体HPIにおける情報の掲載
	4.センターHPIにおける情報の掲載
	5.一般向けのシンポジウム、講演会、研修会等の開催
	6.ポスター、冊子、ちらい、動画等の作成、配布
	7.適応に係る研修の実施(庁内)
	8.適応策に関する技術開発
	9.適応策の実施支援(補助金等)
	10.実施している取組はない
	11.その他 (具体的に:)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について
(5). 環境省では気候変動適応に関する情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を設立しています。
このプラットフォームの活用状況について、当てはまるものをお選びください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.週に1回以上活用している
	2.月に1回程度活用している
	3.数ヶ月に1回程度活用している
	4.1年に1回程度活用している
	5.全く活用していない
	6.プラットフォームの存在を知らない
	7.その他 (具体的に:)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-2. 気候変動適応に関する取組状況について
(6). プラットフォームに掲載してほしい情報や国立環境研究所に期待する技術的助言の内容について記載してください。

(7). その他、ご意見等があれば記載してください。
(適応策を進める上での貴自治体における課題や、環境省が作成した「地域気候変動適応計画策定マニュアル」について、等)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-3. 気候変動に対するイニシアチブについて

- (1). 貴団体では、気候変動に対する国際イニシアチブに参加していますか。(○は一つだけ)
※気候変動に対する国際イニシアチブには、例えば以下のようなものがあります。
・ICLEI(持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)<http://japan.iclei.org/>
・CDP(Carbon Disclosure Project) <https://www.cdp.net/ja/japan>
・SBT(Science Based Targets)<https://sciencebasedtargets.org/>
・C40(世界大都市気候先導グループ) <https://www.c40.org/>
・U20(urban 20) <http://www.urban20.org/en/home>
・世界首長誓約(Compact of Mayors)<https://covenantofmayors-japan.jp/>
・FC4S(サステナビリティのための金融センター)<https://www.fc4s.org/>

↓ ○印(1つ)

	1.参加している
	2.参加を検討している
	3.関心がある
	4.わからない、知らない

Q3-3(1)で、「1」「2」「3」を選択した方

- (2). 参加(を検討)している、または、関心がある団体をすべて選択してください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	1.RE100(自然エネルギー100%プラットフォーム)
	2.ICLEI(持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)
	3.CDP(Carbon Disclosure Project)
	4.SBT(Science Based Targets)
	5.C40(世界大都市気候先導グループ)
	6.U20(Urban 20)
	7.世界首長誓約(Compact of Mayors)
	8.FC4S(サステナビリティのための金融センター)
	9.アンダー2コアリション(Under 2 Coalition)
	10.その他 (具体的に:)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q3-4. ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用
貴団体において、「地域の太陽光発電所等で発電した再生可能エネルギー電源に由来する電力」をふるさと納税の返礼品として活用する予定はありますか。当てはまるものをお答えください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.既に返礼品としている
	2.返礼品とはしていないが、今後返礼品とする予定である
	3.返礼品としておらず、今後の予定もない

全団体が御回答ください。

Q4-1. 環境省に対する意見・要望がある場合は、下表の中から当てはまるものを全てお選びいただき、その内容を具体的に御記入ください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	要 望	要望の具体的な内容を記載ください
	環境省の支援(補助金等のハード支援)について	
	温室効果ガス排出量算定について	
	実行計画の策定について(策定・改定・実施・点検等)	
	電力自由化後の区域のエネルギー消費量、再エネ由来電気消費量等の把握について	
	環境省の支援(人材・体制構築・計画づくり等のソフト支援、その他)について	
	情報提供の充実について	
	ウェブ(LAPSS)を利用した施行状況調査について	
	その他	
	特に意見・要望は無い	

本調査は以上です。御協力ありがとうございました。